

## 第6回厚生常任委員会会議録

1 開会日時 平成26年6月18日（水）午前10時0分

2 閉会日時 平成26年6月18日（水）午後2時50分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

5 番 丸山 明君	7 番 原田 素代君	9 番 行本 恭庸君
13 番 福木 京子君	14 番 佐藤 武文君	17 番 実盛 祥五君
18 番 小田百合子君		

5 欠席委員

なし

6 説明のために出席した者

市長 友實 武則君	副市長 内田 慶史君
市民生活部長 小坂 孝男君	市民生活部参与 藤井 清人君
保健福祉部長 石原 亨君	赤坂支所長 正好 尚昭君
熊山支所長 山田 長俊君	吉井支所長 榎原 哲哉君
市民課長 作本 直美君	協働推進課長 新本 和代君
環境課長 黒田 靖之君	社会福祉課長 国正 俊治君
子育て支援課長 国定 信之君	健康増進課長 岩本 武明君
介護保険課長 藤原 康子君	赤坂支所 市民生活課長 歳森 正年君
熊山支所 市民生活課長 藤原 利一君	吉井支所 市民生活課長 長田 忠芳君
赤坂支所 健康福祉課長 青井 陽子君	熊山支所 健康福祉課長 井本 輝夫君
吉井支所 健康福祉課長 石原万輝子君	

7 事務局職員出席者

議会事務局長 富山 義昭君	主 事 青井 久君
---------------	-----------

8 審査又は調査事件について

- 1) 議第45号 赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）
- 2) 議第46号 赤磐市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第22号）
- 3) 議第47号 赤磐市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第23号）
- 4) 議第49号 赤磐市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（赤磐

市条例第25号)

- 5) 議第50号 赤磐市訪問看護ステーション設置条例(赤磐市条例第26号)
- 6) 議第51号 柵原吉井特別養護老人ホーム組合規約の変更について
- 7) 議第52号 平成26年度赤磐市一般会計補正予算(第1号)
- 8) 議第53号 平成26年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算(第1号)
- 9) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（福木京子君） 皆さんおはようございます。

農家の方は今忙しいところでしょうが、皆さんも本当にお忙しいところ御苦労さまです。

ただいまから第6回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、開会に先立ちまして友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 皆さんおはようございます。

本日は先ほど委員長からもございましたが、大変忙しい時期でございます。にもかかわらずこうして第6回の厚生常任委員会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日の予定している案件についてですけれども、議案案件8件に加えまして、平成26年度の事業の進捗状況、そしてその他の案件としても数件の御審議をお願いしたいというふうに思っております。

それから、このお時間少し拝借いたしまして報告を1件させていただきます。

6月6日から6月8日の間にかけてスペシャルオリンピックス夏季招待大会というのがアメリカはロサンゼルスで行われました。これは知的障害者のためのスポーツプログラムの一つで、来年2015年スペシャルオリンピックス夏季世界大会ロサンゼルスというのが開催されます。これのプレ大会になります。これに我が赤磐市の鳥羽哲平君が出場いたしまして、陸上競技1,500メートル及び5,000メートルで自己ベストタイムを更新して、見事に金メダルを獲得されました。本人は来年のスペシャルオリンピックス本大会に向けて引き続き頑張っていくと頼もしい意見を言っておられます。赤磐市としてもこれからも応援をしてみたいと思いますので、委員の皆様にお知らせするとともに、応援をしていただければというふうに思っており、報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（福木京子君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は議第45号赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）から議第53号平成26年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）までの8件であります。

それではまず、議第45号赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いをいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） この条例改正でございますが、指定訪問看護に係る医療費の現物支給化を内容とする岡山県小児医療費公費負担制度の運用見直しに伴い、改正をするものでございまして、本会議で説明させていただいたとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（福木京子君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんでしょうか。

よろしいですか。

はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 議45号ということで、もう一度変更点だけ、これ54ページになってるということなんですが、今すぐ僕が出てこないもんで。そこだけちょっと確認をしてください、執行部のほうで。ちょっとその該当箇所、54ページだと思うんです。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。54ページの……。

○副委員長（丸山 明君） 比較の。

○委員長（福木京子君） 比較のほうです。

○副委員長（丸山 明君） 一応、念のために。

○委員長（福木京子君） 54ページですね。

○副委員長（丸山 明君） 54ページになつとると思うんです。その変更点のちょっと御確認をいただきたいんですが。よろしいでしょうか。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それでは、この条例等改正議案の新旧対照表の54ページのほうをごらんいただきたいと思います。

赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例の左側が改正後で、右側が現行のものでございまして、今回改正させていただくものは、先ほど部長のほうが申しましたように岡山県の改正に伴いまして市の条例のほうも改正をするものでございます。

変更箇所といたしましては、第2条第3項第7号の高齢者の医療の確保に関する法律を追加させていただきました。これは医療保険法の中にこの第7号を追加したものでございます。

それから、第4項では、今までが国民健康保険法の規定による被保険者及び国民健康保険法以外のところを左側下線で示しておりますように健康保険法、船員保険法及び国民健康保険法各号の規定による被保険者という言い方をさせていただきまして、それぞれの法律によります被保険者を具体的に表示させていただいております。

おはぐりいただきまして、55ページ、第3条では、受給資格者の中に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律という法律改正の条項名を入れさせていただきました。

それから、第6条では、受給資格者証の提示ということで、今までが診療所または薬局となっていましたところを診療所、薬局または訪問看護事業者という言葉を入れさせていただきました。これによりまして今まで償還給付していたものが訪問看護を受けた場合でも現物給付になるという改正を行わせていただいたものです。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） ありがとうございます。読んでいただいてよくわかりました。非常にちょっとした部分的なことだったもんですから、内容がちょっと十分把握できてなかった。ありがとうございました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第46号赤磐市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第22号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） これにつきましても、指定訪問看護に係る医療費を現物支給化することを内容とする岡山県ひとり親家庭等医療費公費負担制度の運用見直しに伴う改正でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福木京子君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第47号赤磐市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第23号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） この改正につきましても、指定訪問看護に係る医療費の現物支給化を内容とする岡山県の制度の運用見直しに伴う改正でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思いますが、質疑ありませんでしょうか。  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第49号赤磐市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第25号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） この条例改正につきましては、赤磐市立赤磐市民診療所を廃止しまして、新たに赤磐市国民健康保険熊山診療所を設置するという条例で条例改正でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（福木京子君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。  
質疑ありませんか。

○委員（行本恭庸君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） ちょっと聞きますけど、現行のところで赤磐市立赤磐市民診療所になつとらな、前。今度は健康保険というのも入ってくるんじゃない。

○委員長（福木京子君） 入ってない。

○委員（行本恭庸君） それで、その上の佐伯北とか是里の分には国民健康保険というのが入つとるわけ。何でこれ入ってねえわけ。

今は入つとるよ。前の分の……。現行が入ってないよ。住所は違うよ、633-1から、それは場所を変えたんじゃないから。しかし、名前は変わらんじやろう。何でその現行のときに佐伯北と是里と同じように国民健康保険というのを何で入ってないん、これ。今度は入つとるけど。どういう意味で前入れてなかったんならということ。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 現行では赤磐市立赤磐市民診療所とさせていただいております。これは赤磐市立赤磐市民病院を活用して診療所業務を行うということで、名前といたしま

しては国民健康保険という言葉は入れずに市民病院の名前を踏襲いたしまして、赤磐市民診療所と現行の3カ月間はさせていただいた改正を前回させていただいております。今回は他の診療所と名称を合わせて、国民健康保険熊山診療所という形にさせていただきたいと思っております。

○委員（行本恭庸君） それはせえでええんじゃけど。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） それはそれでええんじゃけど、何で前のときに入れてねんかという、もう済んだことじゃけんええけど、基本的に言うたら入れるべきもんじゃねんか。同じ診療所であって、担当の部署も一緒じゃろ。そしたら、名称もちゃんとそういうふうに正式に、正式というんかどうか、ただ3カ月はそれは診療所の建物を使うたということはわかるよ。しかし、どこの建物を使おうと診療所には変わりねえわけじゃろう。病院はなくなって診療所にしたわけじゃろ。そしたら、何で国民健康保険というのが入るべきもんじゃなかったんかな。新しゅう今度改正してあるんじゃから構わんけど、最初につけるときでもそこまでするべきじゃなかったん。答弁できにゃあええよ。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第50号赤磐市訪問看護ステーション設置条例（赤磐市条例第26号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原保健福祉部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） この条例につきましては、在宅での療養ができるよう訪問看護サービスを行うため赤磐市訪問看護ステーションを設置するものでございまして、所要の規定を整備するというものでございます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） 執行部からの補足説明が終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これ設置条例が新たにということなので、赤磐市には過去に訪問看護ステーションというのがなかったのかなと思って、民間で訪問看護ステーションがあったんですかね。訪問看護ステーションというのは今回初めてできたという認識ではないのですが、ち

よっとそこを確認をしたいこと。

それから、当然これは赤磐市のステーションですから、場所は熊山にあっても全市的に対応されるものだと思うんですが、何かとてもわかりにくいのは、赤磐市内にいろいろなこういった介護保険を利用した施設があつて、それぞれでおやりになつて、それから民間もあつて、そうすると、混在してるんですけど、ちょっと頭の中が整理できなくて、今回この条例として赤磐市の訪問看護ステーションが立ち上がりました。これと民間や、あとは各支所単位でありますよね、公的なものがね、春の家とか、熊山でもやすらぎの何とかとかあるんでしょ。そういうものと交通整理とか、ちょっと整理をして説明していただくと、今回のステーション設置条例の意味がもうちょっとわかりやすいのではないかなと思うのです。

もう一つ最後につけ加えて、このベルという名称はもともとこれがベルという名称でやつたということなんですか。ちょっとそこも初めて聞くので教えてください。

以上です。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本健康増進課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 旧熊山町時代に訪問看護ステーションベルという名称で活動をしていたものがありまして、今はございません。病院の看護のみなし看護という形で、病院の業務の一部として訪問看護を今行っている状態です。ここで新たに7月1日からこのベルという名称で訪問看護ステーションを立ち上げたいということで、今回条例を上程させていただいております。

答弁の順番が前後しますけども、ベルという名前はやはり熊山町時代からの皆様方に親しまれた名称でもございますので、この名前をつけて、訪問看護ステーションベルという名前にしたいということで、上げさせていただいております。

それから、訪問の範囲でございますけども、赤磐市は当然全域をカバーします。

それからあと、民間との違いということでございますけども、これは活動する内容につきましては、この訪問看護ステーションベルも一事業所の扱いになりますので、活動する内容につきましては変わらないものです。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） みなしで熊山病院のときはみなし医療として訪問看護ステーションとしてベルを運営していたという御説明ですよね。違うんですか。あ、どうぞ。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 訪問看護ステーションという事業所ではなくって、訪問看護部という……。

○委員（原田素代君） 病院の中の。



○健康増進課長（岩本武明君） の中の一つの部門という形で活動してました。

○委員（原田素代君） わかりました。

はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私が聞いたかったのは、赤磐市内に各所にこういった民間も含めて各施設を持ってるところも訪問看護してますでしょ。今回この条例として立ち上げたという意味がよくわからないわけですよ。各事業所でやっている、既にね、訪問看護ステーションとして立ち上げてやってるところがあつて、あえて今回ここ新診療所に編成する形で赤磐市の訪問看護のステーションを条例として決めるという意味が、もうちょっとその役割とか意味を説明していただけます。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 公の施設で設置をして活動する場合には条例の設置が必要となつてまいりますので、ベルも公の施設となりますので、今回条例を上げて設置をするという手続をとっているものでございます。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） すると、公的な施設が運営するので条例が要ということと、それじゃ、ほかにもやってるところとの業務内容は同じだとおっしゃいましたよね。そうすると、その影響というのは、この条例をつくって訪問看護ステーションができたことと、それから今まで民間が一生懸命やってきたことというの関係というのは、一つの事業所がただふえただけだよと、特段影響はないよというふうに理解するのか、何らかの影響がこれ設置条例によってできたことによってあるのか、そこがイメージができない。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 今回行政での事業所として立ち上げるわけでございますけれども、やはり原田議員言われるように今も事業所をそれぞれの開業されていらっしゃいます。訪問の内容としましては同じようなことをやるわけでございますけれども、お互いに連携してやるという形で、結構この市の訪問看護ステーション立ち上げるということで、ケアマネジャーの方からもすごく期待してるよというふうなお声もいただきますので、既存の事業所と連携しながら、それからお医者さんとも連携しながらやっていきたいと。ですから、影響というのはお互いに協力してやる中ですので、そんなはないと思っております。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 7条に市長は特別の理由があると認めるときは利用料を減免しというくだりがあります。この特別の理由というふうなことはどういうことが想定してるんでしょうか。

以上です。お答えください。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 第7条に規定いたします利用料の免除という中でございますけども、訪問看護ステーションではみとりの作業もいたします。したがって、亡くなられた方に扶養しているような方がいらっしゃる場合ですとか、そういったときにみとりの費用とかも請求できるわけがございますけども、請求先がないとかというふうな場合、調査してもないということがありましたら、免除をさせていただくというふうなことを考えております。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 理由はよくわかりました。ただ、今確かに私どもの山陽でも、団地のほうでもみとりをする人がいないという場合が出てくる可能性が大いにあります。いつの間にか死んどったというような話も聞いておりますので、ですから公的な施設というのはそのあたりが市長の判断でいろいろサービスができるのかなというふうにも思いましたし、そういう意味では意味がある、そういう特例というのはいいなというふうに私は今思いました。ありがとうございました。お答えは結構です。

○委員長（福木京子君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第51号柵原吉井特別養護老人ホーム組合規約の変更についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） この規約の変更でございますが、介護保険法の一部改正に伴いまして、組合で共同処理する事務を事業ごとに明確化して定めるというものでございまして、地方自治法の規定により構成団体の議決を得ることから、このたび上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この条文のところにある1から6までの事業についてというのは、旧来一言でやっていた老人ホームの設置管理及び運営に関する事務というのの中身の明細がこの6つに分かれたということで理解していますか。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員おっしゃるとおりに明確にしたもので、内容が変わったものではございません。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第52号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） それでは、52号の一般会計の補正予算のほう説明でございます。

議案のほうの8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

本会議のほうでも御説明申し上げましたが、今回のコミュニティ助成事業につきましては、2地区が自治総合センターのほうから県を通じまして決定になりました。そのための補正でございまして、20款諸収入、5項雑入、4目の雑入に330万円を計上いたしております。

それから、歳出のほうでは9ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、9目の地域振興費、19節の負担金、補助及び交付金ということで、コミュニティ助成事業助成金330万円、内訳としましては、是里むらに100万円、東軽部のほうに230万円ということでございます。

○委員長（福木京子君） ちょっと待ってください。ちょっとざわざわしてるんで。よろしいですか。ほったら、続いて、はい、説明お願いします。

○市民生活部長（小坂孝男君）　ということでございます。それで、きょうお配りしております厚生常任委員会資料の市民生活部の資料の1ページのほうに、これ本会議のほうでも御指摘ございましたが、コミュニティ助成事業のこれまでの実績の一覧表をおつけしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（福木京子君）　他に説明は。

○子育て支援課長（国定信之君）　委員長。

○委員長（福木京子君）　はい、国定子育て支援課長。

○子育て支援課長（国定信之君）　子育て支援課のほうから一般会計補正予算（第1号）に計上しております赤坂地域統合保育園の内容につきまして説明をさせていただきたいと思ひます。

資料は保健福祉部資料の1ページをつけておりますので、ごらんください。

今回予算のほうに計上いたしましたのは、赤坂地域の保育園統合に伴い新設する保育園の事業用地の買収と補償に関する経費であります。

まず、歳出予算の説明となりますが、資料の4に位置図をつけております。もう既にごらんになっているかと思ひますが、この事業用地に関します土地購入費1,010万円についてですが、この町荊田510番ほか2筆の面積1,978平米の購入用地につきまして、鑑定による評価額平米が5,100円ということで計算をした額でございます。

なお、この事業用地の中にため池がありますが、これにつきましては公有水面を埋め立て、公用廃止を行う予定にしております。

続きまして、補償関係に関する232万円ですが、事業用地に存在する補償の対象としまして、ブドウ棚及び樹木、それから庭園の木類、それから物置き、上水道等のものがございまして、その補償費に関するもの、それからため池の廃止により影響を受ける田んぼが2筆ありまして、それに対する補償といたしまして井戸設置をする経費程度の補償を考えておりまして、あわせて200万円の補償の費用を計上しております。

また、補償額は県の基準により算定しておりますが、専門家による査定を行っていただくためにその調査業務を実施するための委託料32万円もあわせて計上をしております。

次にあと、土地売買契約及び登記関係予算の9万5,000円ですが、消耗品につきましては、土地売買と補償に関する契約の印紙代、それから手数料につきましては登記に関する印紙代、また委託料には登記の業務の委託料として5万4,000円を計上しております。この資料にはございませんが、歳入予算のほうには本事業合わせて1,251万5,000円の95%の額を合併特例債として1,180万円を補正の予算のほうにあわせて計上をしております。

以上で説明を終わります。

○保健福祉部長（石原 亨君）　委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） この赤坂地域の保育園の統合につきましては、これまで保護者の説明会、地域の皆様への説明会、区長会への説明会、また地元区関係者への説明会等を経まして、おおむね了解がいただけたものと思っております。このたびの補正予算計上をさせていただいたものでございます。これからも地元の関係者との調整、協議、これを十分に重ねながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

済みません。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 次に、4款1項1目医薬材料費でございます。2,400万円を今回追加させていただいております。これにつきましては質疑等いろいろいただきました。今回の補正でございますが、平成26年度の当初予算におきましては、一般会計で市民病院清算事業費に1カ月分の医薬材料費を計上させていただいております。しかし、これまでの市民病院の医薬品代の支払いでございますが、使用した3カ月後に支払うということで支払いの事務を進めておりました。ということから平成26年4月以降の支払いでございますが、1月から3月分までの3月分が必要となってまいります。当初予算では1カ月分しか見てなかったということで2カ月分が不足するということから、このたびの補正予算の計上となったものでございます。このような補正を行うことにつきましては大変申しわけなく思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（福木京子君） 他に説明は。

もう終わりましたか。全部終わりましたね。

それでは、執行部の説明が終わりました。

歳入歳出については関連がありますので、一括質疑とし、歳出の款ごとに進行させていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） まず、9ページから10ページまでの3款民生費について質疑をお願いいたします。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） まず、9ページの3款民生費、1項社会福祉費の9目地域振興費で御説明いただきました。これのことし今年度は是里むらですね、是里と東軽部ということで資料もつけていただきました。私はちょっとよく事情がわからなかったんですが、毎年これは宝くじのお金がおりてくるというふうなことなんだろうと思うんですが、こういうものの優先

順位といたしますか、毎年市民生活のほうでどんなふうに、希望者は多いと思うんです。各地区でこの間見てたように太鼓が欲しいとかテントが欲しいとか、それぞれ村の振興のためにいろんなお金が使えるのであれば、使いたいというところは多々あろうと思うんです。そこら辺の取扱基準といたしますかね、そういったものがあれば、ちょっとお聞かせいただけたらというふうに思います。それが1点。

それからもう一つ、児童福祉費、民生費の中の児童福祉費の中の児童福祉施設費、これにつきましてもいろいろ中でお話があったと思うんですけども、地元の一応合意を得て進めているというふうなことでございましたが、ちょっと1点、これ聞いておきたかったのは、ため池をどうしても一部使わざるを得んということで使うようになってますね。そのあたりのことで後々ため池を使ったために何か災害が起きるということはないと思いますが、危険があるとか、そういった点は配慮していただいていると思うんですけども、ちょっと今までの調査の中でここはどういうふうな状況だということをちょっと一言御説明を聞きたいというふうに思います。

以上です。お願いします。

○委員長（福木京子君） それでは、はい、新本協働推進課長。

○協働推進課長（新本和代君） 丸山委員の御質問にお答えいたします。

まず、コミュニティ助成事業でございますが……。

○委員長（福木京子君） ちょっと声がちょっと小さいからマイク……。

○協働推進課長（新本和代君） 財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品、集会所、集会施設の整備等に対して助成を行う事業でございます。市では4月の区長、町内会長会議にこういう事業がありますということで、各区長さん、町内会長さんに御説明をして募集を募っております。出てまいりましたら、要件的には最低が100万円から250万円とか、いろいろ厳しいというか、規則というか、金額の制限等があります。それに該当すれば、中の内容を精査して、全て県のほうに送らせていただいております。それで、県のほうが岡山県内の要望を取りまとめて自治総合センターのほうに送るようになっております。それで、全てが全て採択されるわけではないんですけども、1年目で採択されない場合にはまた次の年には送っております。今までの例では3年ぐらいしますと、大体採択していただけているようでございます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） はい、国定子育て支援課長。

○子育て支援課長（国定信之君） お尋ねにありました統合保育園にありますため池についてですが、それを廃止するということでもあります。ため池のほうは防災機能としての役割もしております。裏には山が控えているということで、防災の対策としての機能は必要だと思いますので、その後、地元のほうとも協議を現在聞いてやっております。設計する段階におきまして

は、そういった防災機能としてそれが機能が減らすようなことがないようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 新本課長、ありがとうございました。よくわかりました。初めてのちょっと経験で、そういう段取りでいってる。だから、3年目ぐらいには希望を出しておけば、ほぼかなえられるというふうな制度であるというか、そういう運用になってるという。わかりました。

それから、ため池の件、防災としても使っていこうというふうな感じで設計をされるんだろうというふうに今承りました。よくわかりました。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

○委員（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） 児童福祉費の先ほどもちょっと質疑がありました。赤坂の公立保育園関係の事業のことなんですけど、このことについては当委員会において十分な審査をいろいろ行って、過去きております。その中で先般の閉会中の当委員会の中で同僚委員のほうから、議会報告会のときに地元の住民の方からそのため池を潰してそういうような施設をするのはよくない、場所がよくないという発言もございました。私もその議会報告会の席にいましたので、その状況についてはよく覚えております。その中で我々が当委員会の中で聞いておりましたのは地元調整がとれておるという報告を受けておりました。だから、そのことによって今回の用地買収費等、設計費等々の予算が上がってきておったものだというふうに理解しておったんですね。しかしながら、今回の議会の一般質問の中で地元の同僚議員のほうからこのことに対しての疑義が唱えられた。ということで、私も地元の住民の方に再度確認をさせていただいたら、その場所よくないんだというような発言もございました。私はそういうことを地元の方から私は聞くようにはなっていないのではないかということで、ちょっとおかしいということ唱えさせていただいたら、地元が納得すれば、そのことについては別に問題ないんだと、別に問題があるようなことではなかったわけなんですけど、要するに、地元に対しての周知徹底が図れてない。先ほどの説明の中では周知徹底が図れておるといふような説明でありました。我々も当委員会の中では十分な説明をしておると、また地元の了解も得られておるといふふうに聞いておりましたし、そういうふうに我々担当委員会の委員としてはそういう納得をしておりました。しかしながら、そういうふうな異論が唱えられておられるということに対して、再度そのことについて執行部にお聞きしたい。それが1点ですね。

それから、私は本会議場の中で、いろいろな質疑の中で市長が答弁をしておられた答弁の中で、地元の合意形成が得られてないというようなことの中で、市長は市長の対話室においてそういうふうな意見集約を今後図っていききたいというような内容の私は答弁をされたというふうに聞いております。市長が唱えられておられる要するに對話と現場主義、對話というのは市長に私は前にもお聞きしたようにいろいろな集会、あるいは田んぼのあぜにおいても市民の意見を私は聞いてまいるということを再三再四私は聞いております。しかしながら、市長はそういうふうなことを言うておられながら、いざというときのそういうふうな対話室というものを利用して市民の意見を集約する。全く私は市長が言うておられることがこれ支離滅裂ではないかな。これは市長の姿勢の問題なんですね。今回も私は一般質問の中で市長の姿勢については非常に厳しく私は市長のほうに言いにくいことをはっきり言わせていただいた部分もございません。意見集約をするのが、そういうふうな意見集約の仕方がいいのか悪いのか、これは市長のほうにお伺いしたいと思うんです。

要は、いろいろな意見集約をしてきておるけど、市民の間からはそういうふうな意見集約ができてないというふうな、私は市民の方々からそういうふうな話を聞いております。このことについて意見集約がきちっとできておるかできてないかということについて再度確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（福木京子君） 答弁は。

はい、市長。

○市長（友實武則君） 意見集約についての対話室で十分ではないというふうな御指摘もございました。確かに対話室をするから意見が全部集約できるということは言えないと思います。私この案件についても、例えば地区の区長会が別の議題で集まるところにお邪魔をさせていただいて、これについての御意見を聞いてまいるということもさせていただきました。また、ある学区の区長会が懇親会をするという場にもお訪ねさせていただいて、皆さんの意見を聞くということもさせていただいております。そのほかにも地区の行事、お祭りとか、そういった行事にも出て行って、御意見を伺うということを心がけるようにしているところでございます。今度この件に関しては議会のほうでもさまざまな御意見いただいているところから、7月に赤坂地区の各地区で市長の対話室を開催して、御意見、この保育園の関係以外についてもさまざまな意見交換をしていきたいというふうに思っております。その中の意見をお伺いしながら、それが全てではないんですけども、意見を聞いて、この事業について異を唱える方がおられれば、しっかりと御意見を聞いて、この次の事業の進展に役立たせていくよう心がけたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員（佐藤武文君） ちょっと委員長、よろしい。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。



○委員（佐藤武文君） いや、まだその支離滅裂なことを市長言われるんですね。要するにこれからその意見を集約して聞いていくという話じゃないでしょう。もう意見が集約できてるから予算が上がってきておるんで、これからほんなら異論を唱えられたらこの事業やめるんですか。そういうわけにいかんでしょうが。私はそれを言うとはんですよ。異論が出たときにほんなら、市長、もとに戻るんですか。この事業をほんならもとへ戻して、我々に説明してきたことを今覆すんです、今度は市民の方がいろんな異論を唱えたら。そんなことはできないでしょう。だから、今までにあなたがそういうふうなことを今いろんなことで祭りとかいろんな事業で意見を集約して聞いておるというて、聞いておるんだったら、それ通されりゃよろしいけど、そういうふうなまだあなたがそういうようなことを言われておっても市民の方、あるいは同僚議員のほうからこのことについてはおかしいんじゃないかという意見が出ておるんですわ。だから、予算を上げてくるまでにあなたの聞き方が悪かったんじゃないんですかと、それから今後の意見の聞き方について、市長のそういうふうな対話室の中でそういうふうな意見を聞くというのはあなたの姿勢じゃないでしょうと。あなたの姿勢は、いろんなそういうような場、場で、場面でそういうような意見を聞くということをあなたは選挙のときも訴えて言うことができますが。そういうふうなことを支持されてあなたは市長になっておられるんですから、そういうような初心の考え方を変えられないほうがいいんじゃないんですかということをおっしゃるんですけど、この場においてこれからほんなら市民の意見を聞いて、そういうようなことを集約していきますというたら、後退するような発言になってしまいますが。いいんですか、それで。私はそれは納得できんですね。これは市長に対して、今市長が言うたから私は市長に対して異論を言うとはんだけです。

○委員長（福木京子君） ちょっとその辺はちゃんともう予算も出てきてるわけですから、それに対してのちょっときちっとした答弁をしていただかないと、進まないですよ。

はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 御指摘ありがとうございます。この保育園の予算を上げさせていただくに当たりまして、この地域の関係者等に説明会、あるいはさまざまな場面での対話を行った上でこの予算を提出させていただいております。これまでのさまざまな方々の御意見等を伺っていく中で、この事業がおおむねの賛同がいただけているという判断をさせていただいているところでございます。そして、これからもこの事業に対して理解を深めていただくよう対話を繰り返してまいりますということを申し上げさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

○委員（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） 市長のもうよろしいです。

いろいろ本会議場で質疑があった後、それを経て執行部のほうでそういうふうな地元との再

確認というのはされてないんですか。当然私はされるべきだろうというふうに思っておるんですけど、そういう作業をされたかされないか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○委員長（福木京子君） これはどなたが、担当。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） それでは、佐藤議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ本会議で御質疑をいただきました。その後、笹岡地区、それから石相地区、代表区長さんとお話を伺いまして、その中で反対の意見とか、それから賛同の意見とか、それから御要望とか、どういうのがあるのかということで御協議、調整をさせていただきました。その中からおおむね皆さん賛同いただけているというような、おおむねでございますが、そういう御意見をいただきました。そういうことからこの予算は上がとんですが、進めていく上ではまだ浸透はしてない部分もあるというようなことから、今後の進め方につきましては協議、調整を重ねながら慎重に進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） 全くほんま何を言われるんかいな。今までの経過の中で我々担当委員会に言うてきたことがほんなら全部覆すんですか。おおむねでいいんですか、おおむねで予算上げるんですか。おおむねで予算上げてもらうたら困りましょう。なぜ地元との調整ができましたと言うてくださらないんですか。市長やっという言うとりますが。なぜ担当部長はおおむね住民の理解が得られました。おおむねで予算上げるんですか。そんなことはできませんが。どういうことですか、これは。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 失礼しました。御理解はいただいております。よろしく願います。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） 先ほど地元の町苅田地区の区長さんのお名前がありませんでしたけど、町苅田区長さんも了解をしとるという判断でよろしいんですね。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 町苅田区長さんとも御協議、調整をさせていただきました。

了解はいただけたものと思っております。

○委員（佐藤武文君） 思っとるじゃおえんが。

○保健福祉部長（石原 亨君） いただいております。

○委員長（福木京子君） 次、どなたか、質疑ありましたら。

○委員（行本恭庸君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今後の件なんですけど、まず単価5,100円とかこれどっからこういう値段出てきたん。これ地目は田でしょう。

それが1つと、それから今さっきの質問の中で、池を使うことについて防災、裏に山が近いとか、そういうところで防災的な件も残すんだというような発言もあったんですが、そうしたところをどういうふうな利用を、池を皆使わずにやるのか、そこらがどういう計画になっとんか、ただ用地だけしか書いてないから、場所を私まだ見てないから、何ともよう言えんのんですけど。この池の部分がなかったら、保育園するのに敷地が足らんわけですか。

それと、それからこの中で補償費のほうも書いてあるんですけど、果樹、物置き、上水道等の移転補助、果樹はわかるわ、何か植えとりゃあねえ、果樹の補償するのはわかる。物置きがあれば、それ撤去せにゃいけん。上水道等の移転補償という、上水道の移転はどういうことか。

それから次に、2番目の水利関係のほうで、田2筆へ井戸設置経費程度の補償を想定とか。私が聞いとんのは、池の関係の受益はこの今2筆だけじゃと聞いておるんで、田が全部宅地に保育園用地になってしまえば別に水利関係の補償というのは生まれんのんじゃないですか。解消できるんじゃない。まだ少し残っとんなら受益が、それ水利関係が残るから、それは何とか水せにゃいけんというのわかるんじゃないけど、私の今までに聞いとる中では、これ2筆皆買ったらもう受益はここしかないんだというふうに聞いとん。そうすれば、そういう補償費等というものは発生せんと思よんですけどね。そこらをあわせて。

それからもう一つ、この事業費がこれは合併特例債を使うて95%いっとりますわな。1,180万円、それがこれ資料にもあるけど、この積算、金額書いとった、1,251万5,000円掛ける95%で1,180万円の合併特例債使うということですが、この起債対象事業費の内訳を教えてくださいいただけますか。

とりあえずそこまでお願いします。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定子育て支援課長。

○子育て支援課長（国定信之君） まず、土地購入費の評価額5,100円の根拠ということですが、これにつきましては、不動産鑑定士の方に3月末ですが、評価をしてこちらのほうに報告をしている金額が平米5,100円ということで報告を受けておりますので、その結果に基

づいて鑑定をしているという状況であります。

それから、ため池、いろいろ問題あるんですけど、ため池のほうが必要なかということですが、ため池を除くと2,000平米未満の面積になってしまうということで、やはりそれでいくと、現在計画しているものをやろうとすると、ちょっと不足するというので、ため池全部になるかどうかはこれからの設計の関係になるかと思いますが、やはり用地としては必要だというふうに考えております。

それから、補償にあります上水道の移設ということですが、この事業用地の中に田んぼの脇に水道のほうをひかれておられます。その関係でこの上水道の移設ということを補償として上げさせていただいております。

それから、水利の補償ということで、2つの筆があるということですが、これはちょっと説明が悪かったんですけど、事業用地の中の話ではなくて、この事業用地から離れたところにこの水利が影響します田が2つあるというところでごさいます、そこに対する補償ということでしておりますので、事業用地の中のこういったものではないということで御理解いただけたらと思います。

それから、合併特例債1,200万円の95%掛けておりますが、対象となりますのは、一応これ今回全ての経費が対象ということで載せております。

以上です。

今回歳出予算を計上しております金額が全て対象だということで、歳入を計上しております。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） まず、単価の件から。ここの固定資産税は、評価額は今までずっと課税しようたわな。何ぼで評価しとん。出とん。それは落としてから評価かけるのはわかっとなるけど。

○委員（佐藤武文君） 田んぼとあれは違わあな。

○委員（行本恭庸君） これは宅地並みで評価はされとんでしょうけど。しかし、しても、この近所でほんなら例えばそういう売買したとか、そういう取引の事例があって、どの程度があるんですか。それは不動産鑑定士のことじゃら、そのくらいのはことは調べてやっとなるんでしょうけど、そういうのもお聞きしとんじゃないんですか。

それから、その井戸をつくるのは別のところの受益があるような今言い方されたんじゃけど、ほんならそれが受益がどの程度あるんですか、面積が。それが井戸で間に合うんですか。

とりあえず。抜けとったらまた言います。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 鑑定評価書のほう、その内容を見ますと、一応参考にした

基準価格、取引価格というのがありまして、こちらでは津崎、西中、多賀とかというふうな例で8,000円、4,487円、3,000円というふうな事例を資料としていただいております。そういったことをもとに集計がなされているということでございます。

○委員（行本恭庸君） 井戸をせにゃならん理由をもうちょっとわかりやすく。

○子育て支援課長（国定信之君） 水利補償します水利権に関する補償の田んぼですが、2筆ありまして、田んぼが713平米と、もう一つが444平米ということであります。こちらの田んぼにつきましましては、所有者等の話によりましてこういった全ての面積をどうするかということじゃなくて、この補償についてどの程度かということで、水が来なくなるということで、水道の井戸を張る程度の経費というような話で予算的には計上させていただいております。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） どうもわかったようなわからんような話をされるから。そうしたらもともと3反ぐらい受益があったということ。それで、2反ほどは今回保育園用地で買うと。残りの今1反1畝ほどじゃったわな。700何ぼと400何ぼ、1反1畝ほどのものがほんなら井戸で賄うということ。それで、それをまずどの程度の井戸を掘って、どのくらいな水が出てくるんかと、井戸じゃから掘ってみにゃわからんな、これ出るや出んや。出なんたらどうするんな。ほかから例えば受益としてほかの用水が使えるような場所なら、それは地元の調整で済むでしょうけど、井戸を掘った、ほんなら空井戸じゃったらどうすんな。今現在1反1畝ほどの2筆が今何に使われとん。水田で使われとるわけ。それがもう一つ。

それから、今の1,251万5,000円の内訳というて言うたんじゃが、例えばもう少しわかるように教えてくれる。どういうものを作って、それが何ぼで。1,215万円の内容を教えてほしいと言うたん。

○委員長（福木京子君） よろしい。

○委員（行本恭庸君） ええ。

○委員長（福木京子君） ちょっと休憩に入りたいと思います。

○委員（行本恭庸君） どうぞ。

○委員長（福木京子君） 15分まで休憩します。

それで、今質問されたことをちょっとわかりやすく調べてまとめて、答弁願いたいと思いますが。

15分まで休憩といたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（福木京子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

答弁のほうをできますか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定子育て支援課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 先ほどの行本議員の質問にお答えいたします。

水利権に関します田んぼ2筆についてであります、現在この水田のほうは地目は田であります、水稲のほうはされていないということで、耕作の管理のほうはされてるということです。

それから、その所有者の方々とお話をして、今後水稲のほうと耕作もされるのかということで、その見込みはないということで、今回水利権に関しまして、井戸を掘る程度の金額でというような話で補償の金額を決めて、計上したものでございます。

それから、もう一つの合併特例債の対象ということで、今回補正予算に上げさせていただいております1,251万5,000円、全てがこの起債のほうの対象になるということで、先ほどちょっとお話もありましたが、土地購入費についてもこの起債のほうの対象になるというふうなことを確認しておりますので、全額を起債の対象ということで予算のほうを計上しております。

○委員（行本恭庸君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 最後に確認ですけど、これ井戸の関係じゃけど、経費程度の補償を想定ということは、これは金だけで済ますということ。現物に井戸を掘って井戸を渡すわけじゃねんじゃな。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 実際に井戸を掘るということはなく、補償ということでその根拠として井戸設置ということで聞いております。

以上です。

○委員（行本恭庸君） わかりました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他に。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） まず、2月にこういうものを配っていただいて、再編計画資料ですね、子育て支援課のほうで、今回の統合に対する経緯やら今後の児童数の推移やら、あと利用者さん、要するに保護者からのさまざまな要望、例えば延長保育やゼロ歳児保育の一時預かり、病後病児保育などをやっぱり充実してほしいなという要望を対応できるように、そういう前提で統合一園という結果になったというのはよくわかりました。その上で今回の建設地域ですが、私も前委員会の際に地域の方からため池問題については聞いてますよという発言をして、その後いろいろ担当の方とも、地元の方とも改めてお話をし、立地的にはあそこが一番

いいだろうということと、それからため池の扱いが、先ほど来質問に対してお答えがなかったのですが、私が聞いた限りでは、現在の田んぼのほうに建屋が800平米を建てて、残りのため池のほうは園庭のような形で利用したいというふうに聞いております。そういう意味で安全性の問題、それから今後このため池が潰れることによる水の心配ですね、さまざまな、だから要するに排水がきちっと山から来た水が今までこのため池にたまって使われていたのを、ため池を潰しちゃうわけですから、従来の山から出る水がきちんと安全な排水路を通して地域の方の水の被害がないようにするというを十分確認していただいているというふうに思っておりますが、そこをもう一度確認をさせてください。

それから、これは補正ですから、本予算が12億2,600万円ぐらいの建設費を計上していただいているわけですが、これは合併特例に当たらないものなのでしょうか。

その2つについてお尋ねします。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 事業用地につきましては、先ほどから説明しましたため池も含んでのところ用地となるということで、若干先ほどちょっと間違いがあったかもしれませんが、田んぼの部分へ建屋をするというのはちょっとまだ設計もできていませんので、池の部分にも入ってくるかもしれません。それは、ただ防災上の問題もありますので、できるだけ池のほうのそういう遊水地の確保ということは必要だというふうに考えております。

それから、そこから出ていく水につきましても、あそこもいろいろ水路、水利、経路があって、今コンビニの隣のところに出ていくような形になっておりますので、そういった雨の量であるとか、そういったものをちゃんと計算しまして、それに合った構造のほうのものをつくって対応していきたいと考えております。

○委員（原田素代君） 建設費。

○子育て支援課長（国定信之君） それから、今回全て合併特例債の対象ということにしておりますが、今後建築物につきましてもそういったものの対象になるものと想定しておりますので、今後また補正を上げる段階で一緒にそういった合併特例債の予算のほうもあわせて計上していきたいと考えております。

○委員（佐藤武文君） 12億いう金額が出てきたかな。

○委員（原田素代君） 本予算が12億2,600万円です……。

○委員（行本恭庸君） 1億2,000万円ならわかる。

○委員（原田素代君） ごめん、1億2,000万円、1億2,000万円がいいんですか。

○委員長（福木京子君） ほったら訂正を。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） まだ今回その事業の買収と補償のみを出しておりますので、全体の事業費というのはまだ明らかにしておりません。

○委員（原田素代君） じゃ。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今回のこの補正の9ページの民生費の資料の中の補正前の額というのはこれは何の金額なんですか。

○委員（佐藤武文君） 当初予算の金額じゃが。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、どなたですか。

はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 9ページにあります児童福祉施設費の補正前の額というのが12億円ありますが、これはこの事業のものではありませんで、他の施設勘定の経費ということで、今回の補正分だけが金額として補正させていただいております。

○委員長（福木京子君） そこはちょっと訂正を。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。済みません。補正前だからそのままこの事業と思ってました。

じゃ、今後建設費については確定した時点で合併が対応できるだろうということは前提だと思ってよろしいですか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） それを前提にしてやっていきたいと思います。

○委員（原田素代君） 承知しました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） ちょっと私池のことについてなんですが、経験上そのふれあい公園のあれは民潤池ですかね、あのときに埋めるときに相当話し合いを重ねて、50年先というたかな、100年先というたかな、そこまでの見通しを持ってあれを埋めたんですよ。だから、そういう意味では何百年もうこのできてる池を埋めるといのは本当大変だったと思いますし、赤坂支所をつくるときにそういう話はずっとされてきとると思うんですけど、さらに残った池を埋めるといことですから、慎重にやっぱしやっただいて、そういう計算も、それはもう50年先とか、そういう分まで見計らったそういう納得できるような。

○委員（佐藤武文君） それは違う。



○委員長（福木京子君） それ違うん。あ、違うん。私の経験はそういうちょっと経験がありまして、何が起るかわかりませんので、そこら辺は慎重にやっていただきたいということで一言要望しておきたいと思います。

次に。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 資料を見ましたら、先ほどの補正予算関係の1,242万円に関しては1ページで済んでるんですが、その次から認定こども園という資料がしっかりついておりまして、このお話もいただいたという気がします。今回の3園、ちょっと関連して、それだけ。

○委員（原田素代君） 認定こども園のこともやるんですか。

○委員長（福木京子君） ちょっとこれはその他でやっていただきたいと。

○委員（佐藤武文君） これ予算とは関係ねえが。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。

はい。

○副委員長（丸山 明君） この中に資料があったんで、しっかりとついてるんですよ。ですから、後で御説明いただけるんならそれでいいんですけども、ともかく今回の統合したその保育園をどういうふうにするというのは一遍お話をいただいてたと思いますんで、そのあたりの経過もね、じゃ、後ほどなら後ほどで結構なんで、教えてやってください。

○委員長（福木京子君） それはその他でお願いします。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 他に、民生費についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは次に、10ページの4款衛生費について質疑ありませんか。

10ページの衛生費。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） これここで補正予算組むの理解できんのじゃけどな。

○委員長（福木京子君） ちょっと確認で、ごめんなさい。

先ほど民生費ということで、生活保護まで行ったということになりますね。ちょっと確認をして。

よろしいですね、皆さん。

○委員（行本恭庸君） 衛生費をやる。

○委員長（福木京子君） いいですね。

はい、引き続いて行ってください。

○委員（行本恭庸君） 衛生費の2,400万円、2月、3月分、2カ月分のということで、今回6月に予算が上がってきとるわけじゃけど、補正予算で。しかし、最初計画は病院は、これは病院の薬代の分じゃろ。12月いっぱい、病院がなくなるわけじゃねえんじゃけど、入院の関係とか、なくするということで、3月31日まで診療のほうはしますということじゃったわな。へえで、何で今ごろになってその2カ月分を上げてこにゃいけんの。どうも理解に苦しむんじゃけどな。入院のときに使う薬品が入院させとりゃそれだけの外来だけじゃないわけじゃから、薬品代がようけ要るわな。ほんなら逆に言うたら要らんなるわけでしょう。それなのに何で今ごろになって2月、3月分の。

○委員長（福木京子君） だから、ちょっと行本委員、これについてもうちちょっと詳しく説明をしていただきますので、よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） 説明する前に質問はというからしよんじゃ。

○委員長（福木京子君） 済みません。その件ですね。

○委員（行本恭庸君） ほんなら、先に説明してくれ。

○委員長（福木京子君） ちょっと詳しく説明を願いたいと思うんですが。これまでの経過も。

はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 今回補正をお願いいたしておりますのは、26年度の2月、3月の病院で使った医薬品でございます。

○委員（行本恭庸君） 26言うたところで25年度分でしょう。

○健康増進課長（岩本武明君） そうです。25年度で病院のほうを廃止いたしまして、その分の清算事業を今年度の26年度の一般会計で清算事業という形で引き継いでおります。したがって、病院の公営事業会計は3月31日での打ち切り決算となりましたので、その後を継ぐような形になっております。当初の計画では病院のほうを3月31日まで市民病院として残すという計画でございましたけども、その後の3カ月を昔の市民病院の建物を使って診療所として業務を行っています。したがって、25年度中には入院患者のほうも受け入れを行っていました。それから、薬代につきましては、最初部長のほうが言いましたように3カ月おくれで支払っていたという形のものでございまして、事務引き継ぎのほうがうまくいってなかってまことに申しわけございませんでしたけども、当初予算での1カ月の薬代を組ませていただきましたけども、3カ月分の薬代が要ったということで、今回補正を組ませていただいたものです。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 2カ月おくれで払おうが3カ月おくれで払おうがじゃな、25年度事業の分を何で今ごろ組まにゃいけんのんじゃ。違うじゃねえか、おめえ。それで、まして12月に補正しとろうが。何で12月で補正するんならわかるよ、わしも。25年度の金が足らんからじゃ

な、予算を組みますというのはわかる。3月、それは建物が4月以降の分なら、それは今すぐに新築できんのんじゃから、診療所が、あそこを使うたというのはわかる。どこを使おうと、それはそこは別個の今度は診療所の事業じゃから。じゃけど、6月の補正で何でさかのぼって前年度の分の補正せにやいけんの。わしが言うの間違うとる。何でそねんなことになること自体がおかしかりょう。過年度支出の分とは、過年度支出じゃのう、ほんならこれ。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 1月から3月までの使用についてでございます。1月から3月分の使用分。

○委員（行本恭庸君） じゃから、それはええんじゃ。

○保健福祉部長（石原 亨君） そこで残ったものを清算事業ということで4月以降一般会計のほうがそれを引き継いでいくと。病院事業でやっていた会計処理の残っているものを4月以降の一般会計で引き継ぐということで、予算計上一月分の薬代を計上させていただいております、今。ところが、一月では足りません。3カ月分の支払いが必要ということになってることから、今回2カ月の分の追加ということで上げさせてもらっております。

○委員（行本恭庸君） 何か月分でもええけど、26年度に入ってから25年度の分の予算を組んでもええんかということをおしは言よんじゃ。

○保健福祉部長（石原 亨君） 支払いは25年度のそれ引き継いでおりますから。

○委員（行本恭庸君） 支払い云々は、支払いについてもそのお金はちゃんと25年度分で持つとかにやいけまあが。それがねえ。そうじゃねん。支払いが5月、6月にしようとも、25年度事業のお金じゃろうが。それは25年度の予算で組んどかにやいけまあ。それで、足らんからいつも12月とか9月に補正予算をしてじゃな、赤字決算にならんように予算を計上しようわけ、今まで。それを何で今になっておかしな話じゃが。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 言われるとおりでございます。一月おくれでやっていけば、3月いっぱいまで2月分までの支払いはできております。今回雑入のほうで歳計余剰金ということで、病院事業でこれだけ余剰が出たということで2億9,790万6,000円計上させてもらっております、雑入のほうへ。その薬代が1月、2月の分が支払いができておれば、ここの2億9,700万円が2,400万円減った額ということでここへ計上されます。ところが、2カ月分の医薬品代払ってませんから、ここが2,400万円ふえて2億9,700万円ということで計上されております。今回補正につきましては、本来そこで払うべきものが4月以降になったということで、この決算打ち切り決算で3月いっぱいまで閉められます。もしこれが出納閉鎖期間というのがあれば、4月以降その会計が処理ができるんですが、もうできませんので、打ち切りで3月いっば

いで閉まったということで、支払いの方法としましては26年度の予算でその1月から3月分の3カ月分を見るという清算事業でございますから、もうそこで組まさせていただきますを得ないということになります。今回の財源につきましては、この雑入に入ってきます2億9,700万円のうち2,400万円をこちらへ財源充当させていただいております。ということです。

○委員長（福木京子君） よろしいか。もう全面的に市の対応ができてなかったということですよ、横の連携が。だから、もうそれは市のほうが悪いんですから、きっちりそこは申しわけないようにもっともときっちりちょっと謝っていただきたいと思う、二度とこういうことがないように。

それから、4月からは今までの3カ月分ごとじゃなくて毎月するというふうな、ちゃんとその辺も説明してください。

どなたがされますか。石原部長。市長。

○委員（佐藤武文君） それは市長がせにゃあ。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。

市長、よろしいですか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） このことについて本当に混乱を招いてしまいました。事務処理に十分な配慮が欠けてたと言わざるを得ない結果でございます。何とぞこの点を御容赦いただいて、補正予算をお認めいただきたいと思います。どうも申しわけございません。

○委員長（福木京子君） それから、石原部長、それから今までのやり方と4月からの分はまた変わりますので、そこはきっちりするというのを説明願いたいと思います。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 済みません。

4月以降診療所になってからの支払いでございますが、医薬品、その他のものにつきましても一月おくれ、使った翌月には支払うというようなことで、3カ月も待たないということで支払いのほうはやってます。ということで改善していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第53号平成26年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） ございません。

○委員長（福木京子君） ないですか。

説明がないということなので、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ちょうどきょう朝車をとめたら隣に訪問看護ステーションベルという車を見ました。それは熊山時代から使われてた車なんですね。そういったものを引き継いでるのはどの程度のものを引き継いで今回のこの予算になったのか、教えてください。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 先ほど原田委員が言われた車両につきましては引き続き使うつもりでございます。3台でございます。

それからあと、今回の補正で上げさせていただいておりますものは、その訪問看護ステーションベルに勤務する職員の研修費用、それからあと現地まで行くためのカーナビゲーション購入費用を上げさせていただいております。研修等をしっかり受けさせていただきまして、技術の向上には努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 3台につけるカーナビを用意するという事なんですか。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 説明不足で申しわけありません。カーナビは1台を購入するつもりでございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） なければ、これで質疑を終わります。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第45号赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）から議第53号平成26年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）までの8件について採決したいと思います。

これは1つずつですね。

まず、議第45号赤磐市乳幼児等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第21号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。

したがいまして、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第46号赤磐市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第22号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。

したがいまして、議第46号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第47号赤磐市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第23号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。

したがいまして、議第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第49号赤磐市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第25号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。

したがいまして、議第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第50号赤磐市訪問看護ステーション設置条例（赤磐市条例第26号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。

したがいまして、議第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第51号柵原吉井特別養護老人ホーム組合規約の変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。

したがいまして、議第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第52号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。

したがいまして、議第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第53号平成26年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。

したがいまして、議第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し、閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、このように申し出をいたします。

なお、委員長報告については委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、そのようにさせていただきます。

4、その他で、委員さん、また執行部から何かありましたら発言お願いいたします。

まず、これは、どうでしょうかね、委員のほうからでしょうか、執行部のほうから。

○委員（原田素代君） 執行部。

○委員長（福木京子君） 執行部のほうですね。

執行部のほうからお願いいたします。

はい、新本協働推進課長。

○協働推進課長（新本和代君） 市民生活部の資料の2ページ、3ページをお願いいたします。

人権尊重都市宣言について御説明させていただきます。

人権尊重都市宣言の制定につきましては、4月開催の厚生常任委員会で御説明させていただいたところです。人権尊重の大切さについては、今まで学校、地域、職場、あらゆる場を通じて啓発、教育、研修等を実施して取り組んでまいりましたが、今なお人権問題が存在しております。さらに、社会情勢等の急激な変化の中で新たなインターネット上における人権侵害など、問題になっております。こうした中、赤磐市は今年度合併10周年を迎え、その節目の年にさらなる人権意識の高揚を図り、人権の大切さを広く市民に再認識いただくため、人権尊重都市宣言を制定したいと考えております。現在人権尊重都市宣言の素案を5月14日に開催した人権擁護委員全体会や5月29日に開催した人権教育推進委員会議で御説明し、各委員から御意見をいただいたところでございます。今後は資料3ページのとおりパブリックコメントを実施

した後、原案を再調整し、8月の厚生常任委員会で御報告し、9月議会にお諮りしたいと考えております。議決をいただきましたら、啓発プレート等を作成し、本庁及び支所へ設置し、市民に啓発してまいりたいと考えております。

人権尊重都市宣言案でございますが、囲っているところでございます。

私たちは日本国憲法により一人一人かけがえのない存在として尊重され、健康で豊かに幸せな生活を営むために欠かすことのできない基本的人権が保障されています。しかしながら、価値観の多様化や急速な社会情勢等の変化により新たな人権問題も発生しています。人権が尊重される社会の形成を目指して全ての市民が人権尊重の意識を持ちながらたゆまぬ努力をしていく必要があります。よってここに基本的人権の尊重を市民全体の目標とし、一人一人が人権を尊重することの大切さを認識し、将来にわたり心豊かな潤いあふれる住みよい町となるため赤磐市を人権尊重都市とすることを宣言しますという内容でございます。

文章構成は4段落としております。第1段落では根拠と宣言への意思、2段落では近年の人権をめぐる現状について、第3段落では市民としての心構え、第4段落では心構えを実践に結びつけていくための本市の目標を表記しております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（福木京子君） どうでしょうか。

これについて何かありましたら。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） こういうものは市として宣言をしますということになるんですか。議会としてではないわけですね。主体としては赤磐市が主体となると理解していいのですか。教えてください。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） 今原田委員の御指摘のこの宣言でございますが、あくまでも市のほうが提唱して、議会のほうに議決をいただくというふうなことで考えております。この前にも平和宣言を平成21年でしたか、それは議会のほうにお願いして宣言いたしておりますので、同じように議会のほうで議決をいただきたいというふうに思っております。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

これについては。

県内これ都市宣言をされてるところが幾らかというのがありましたかね。

○協働推進課長（新本和代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、新本課長。

○協働推進課長（新本和代君） 県内の市町村で既に都市宣言をしておられるところが11ござ



います。倉敷市、津山市、笠岡市、井原市、それから美作市が24年9月にしておられます。それから、町村では早島町、矢掛町、新庄村、奈義町、西粟倉村、久米南町がしておられます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） わかりました。

○委員（原田素代君） ちょっと質問ですけど。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 3ページのフローチャートのところの一番下、12月人権の集いの矢印のところの人権宣言啓発プレート、私もちょっと違和感があったのは、普通人権宣言というのはよく聞くんですけど、人権尊重都市宣言ですよ、今回は。今おっしゃった近隣も10幾つは全部人権尊重都市宣言なんですか。

○協働推進課長（新本和代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、新本課長。

○協働推進課長（新本和代君） 県内全て尊重都市宣言でございます。

○委員（原田素代君） 尊重が入るんですね。わかりました。

○委員長（福木京子君） それでは2番目なんですけど、引き続いて行ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） そしたら、2番目お願いします。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） 黒田環境課長。

○環境課長（黒田靖之君） 市民生活部の資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

5月の当委員会で一般廃棄物の処分場の建設計画の説明会を実施した内容を文書でいただきたいという御要望がございました。この部分について概略のほうという形でここに載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般廃棄物の最終処分場の事業につきましては、地元説明会につきまして以前から各地区におきまして地元説明会を行ってまいりました。その中で病院を診療化するという事で、一時期事案として一時休止状態になっていたという状況がございました。この状況から診療所もある一定の完成のめどが立つという状況から地元への説明会を開催していったという状況でございます。約2年余りの空白期間が生じているというところがございますので、これからが基本的に最初のスタートなんだろうかなというふうに思っておるところです。

ここにございます1つ目が、2月21日に地元の4地区の区長さんを集めて打ち合わせをさせていただいております。この部分、最初に申し上げましたが、2年余りの期間がたったということなんで、もう一度初心に戻ってというような意味合いもございまして、ここに内容といたしましては黒い丸のところの説明をさせていただいた内容で、区と書いてあるところがその中で特に言われた内容という形での掲載をさせていただいております。市のほうからは最終処分

場の候補地として石蓮寺地区を位置づけていることを説明させていただき、また処分場における搬入されるごみの種類についての説明をさせていただきました。そして、市で計画している最終処分場に係る最終の排水の関係の部分の説明をさせていただいて、いろいろ御意見をいただく中で、区のほうから小野田地区6地区に、石蓮寺、それから稗田地区を加えた8地区の住民を対象とした説明会を今後熊山の英国庭園で行っていただくほうがいいんじゃないかというような御意見がございました。こういった御意見を拝聴しながら次に3月14日に、これは熊山支所におきまして市長以下、出席させていただいて、ここに掲げております地元のほうからは8地区の区長さん以下、区長代理という方が御出席いただきまして、内容といたしましては、若干2月のときのメンバーと少しふえた状況になっておりますので、もう一度2月の時点での説明会と同じような内容のことをお話しさせていただいております。それにつきまして区のほうから石蓮寺地区を候補地として位置づけた経緯についての質問、それから埋め立てる灰を減らす目的で灰を他の活用について利用があるんじゃないかというような御質問、それから災害等で下流に有害物質が流れ出ることが心配であるんですよというような御意見、それからこれは先ほどの部分と同じようになりますが、やはりこの小野田地区6地区以外の2地区を加えた8地区ではどうかということがありましたので、これは後日改めてするという形で、この会が終わっております。

先ほど2日分の内容を受けまして、5月11日に英国庭園で地元の方54名の出席をいただいて、話し合いを、会議を開催させていただいております。そのときに財団法人の日本環境衛生センターの方も御出席いただきまして、専門的見地の中から御説明をさせていただいております。ここに黒ぽつのところがありますが、いろいろ処分場の定義であったり役割であったり、こういった種類があるのかというようなことをパワーポイントを使って御説明させていただいております。その説明をしていく中で、黒ぽつの一番下側になりますが、生活環境影響調査の報告書の説明をさせていただいた中で、ちょっと異論があるというようなお話もございまして、説明会はこの段階で説明を中止しております。来られた方54名の方が賛成の方、反対の方当然入り乱れての御出席だろうとは思いますが、説明会をしていく中で、やはり反対というような御意見の声が高かったと、声が大きかったという部分もございまして、この会自体が最後まで説明には至らなかったという現状がございまして、その中で、ここ下おおむね5つの内容が区のほうから質問という部分がありました。焼却施設を先に建てて、最終処分場を後で建設するのは順番が逆ではないではないでしょうかというふうな御意見、それからきょうの説明会をもって説明が終わったと、診療所のように進められては困るというような御意見もございました。それから、処分場の一番下に敷きます遮水シート、そういったものの劣化の心配というようなこと御意見もございました。それから、絶対反対であるというような御意見もあるという、こういったいろいろな御意見がある中で、今後どうしていくんだということになるかと思っております。今後につきましては、関係区長さんと協議を進めていく中でこういった

会議の場をこれからも開いていく必要があるのではないかというような市の意向のほうをお伝えさせていただいて、この会を終了しております。多くの方が来られればよかったんですけど、54名、世帯数がこの地区で527ぐらいの地区があるんですけど、その中の54の世帯と考えておりますけど、こういった会議をたびたび開催していく必要があるのかなど、御理解をいただく上でというように考えております。

報告は以上でございます。

○委員長（福木京子君） そしたら、一応、ちょっと待って。時間の関係で一応説明を受けたんですが、あとその他がこれだけでなくてもうちちょっとありますので、午後からにさせてもらうてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時0分 再開

○委員長（福木京子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

それでは、執行部のほうから説明が終わっておりますので、委員のほうから何か質疑がありましたら。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほど午前中に一般廃棄物処分場建設計画にかかわる説明経過という報告があったので、これについて何点か質問いたしますが、前回の委員会で藤井参与が報告されました、口頭で。それで、口頭では困るのでちょっと文書にしてくださいというてこれが出てきたわけですが、この(3)のところですね、全体の市民を集めた説明会のところの内容の黒ぼつの最後、先ほども口頭で触れましたけど、生活環境影響調査報告書の説明は途中で中止になった。これは前回こういうふうにおっしゃらなかった。私その後地元の方から聞いたのは、みんな怒って会場を出ていったと、それがここで説明は中止になったということだと私は想像するのですが、なぜ前回そのようなことになったということを報告されなかったのですか。反対者はいるようだという発言はあったけど、説明会が流れるぐらいみんな怒ったんですよ。先ほどの説明の中に反対者が多かったから、やっぱりこういう中止になるようなことになったのかなというふうにおっしゃったけど、決して何が何でも反対ではなくて、私が問題にしたように、参加者で業者、一般財団法人日本環境衛生センター、ここの方が説明されたからですよ。紙一枚なかったからでしょう。市長はいなかったからでしょう。要するに、誠実さがなかったから怒っちゃったんですよ、説明を聞きに来た住民は。それを今執行部の皆さんは反対派が多かったからこうなったと思うと。全く認識が違うことにも私はすごい危機感を感じるわけです。

それともう一つ、(2)の内容のところの一番最後に区のところですね、地区役員が納得しただけではこの話は進まないとの意見があったと、これを認識していながら、(3)の一番下、区です。今後についての質問があり、関係区長と協議をしていきたいとの市の意向を伝えた。何を考えてんですかね。住民の気持ちに寄り添ってくださいよ。これはここ最近の話ではなくて、広域のごみ処分場を実はここに最終処分場どころか3点セットでここに全部持ってこようという話から始まってます、もう十数年前から。それにさらされてきた人たちがこの区長、区民の方なんです。その区民にこの(3)の英国庭園でやったような中身、そもそも市長もおいでにならないし、業者さんが、要するにDVD流しただけで説明して、紙一枚なかった。怒りますよ、それは住民は。というふうに私は思うのですが、今の説明では反対派が多かったからだと思うと、このギャップ、これがあつたらいいことにならないと思います、私は、今後の説明は。

最後に、関係区長と協議をしていきたいと市の意向を伝えた、こんなことを言ったら住民はずっともう説明会なんて来てくれませんよ。全く認識がずれてると思います。

まず最初に、こういう文書は今後絶対出してください、要するに説明会に係るものは。今回こうやって出していただいてよくわかりました。そういう矛盾もよくわかりました。まず出していただくことと、それから今申しましたように地元の区民の感情を想像してください。もう13年ぐらい前からごみ処分場、ごみ処分場というのが頭にある人たちにとってどういうふうに寄り添えば、共感してここに建てることについて了解していただけると思うのか、そこの認識がきちっとないと、幾ら説明したって、それは反対は反対です。と思いますが、それについて藤井参与と市長からの説明を求めたいと思います。

○委員長（福木京子君） どちら先。

○市民生活部参与（藤井清人君） よろしいですか。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） まず、3の一番下ですね、今後についての質問があり、関係区長と協議をしていきたいとの市の意向を伝えたというふうにくくっております。それから、説明のほう途中で頓挫して、質疑に入ったという部分です。その2点について答弁させていただきます。

まず、説明につきましては、処分場とは何か、最終処分場の基本原理ということで、一般住民の方が対象なので、処分場の基本的なことから日本環境衛生センターの担当のほうから説明をまずしていただきました。それから2番目に、処分場の構造についてということで、一般廃棄物処理場の施設計画ということで私のほうで説明をさせていただきました。さらに、処分場が周辺に与える影響についてということで、ダイオキシン類についての測定、特に処分場については毒性が一番強いダイオキシンについての説明をさせていただきました。特に実測値を上げての説明でございます。それからさらに、もっと知ろう、ダイオキシン類ということで、身

近にあるダイオキシンがどういう形で人の体内に入ってくるかということを含めて、特に日本は魚介類を多く食しますので、魚介類から9割以上、肉類を含めると95%を超えるということでの説明をさせていただきました。その後、生活環境影響調査報告書ということで日本環境衛生センターのほうから処分場が周辺に与える影響ということでの説明をしましたが、説明が半ば過ぎたところで、時間もかなり経過したことも含めて、そういった説明についてはもうよろしいという中で、質疑のほうに移行してまいりました。それと、関係区長と協議を今後していきたいというのは、説明会にはもう来なくてもいいからという意見をあつたことから、それでは関係区長と調整して協議して、必要に応じて説明会のほうを、時間はちょっとかかるかもしれないけども、関係区長を窓口で協議、調整させてくださいということが答弁でございました。

以上です。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） この特に5月11日の(3)の説明会の際に私が出席できなかったことについて、本会議でも申しましたが、深く反省をしております。今後はこの最終処分場についてももっともって誠意を持って説明に当たらせていただきます。

また、原田委員さんが御指摘の点、原田委員さん以外からも地区の方々からもいろんなことを伺っております。したがって、この地域の方々に対するもっともって誠意を持った説明の仕方、あるいは気持ちを寄り添って説明しながら対策を考えていくということがさらに必要だということを認識しております。今後この説明会を引き続き行って、これらのことを実践してまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様におかれましても御協力等、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 藤井参与の最後の発言ですね、最後のところ関係区長と協議をしていきたいというふうに言ったというときに、住民から説明会に来なくてよいからと言われたとおっしゃった。どういう意味かよくわからないんだけど。私が参加した住民から憤りを持って訴えられたことは、住民に対して紙一枚の説明もなく、わけのわからん業者が説明したと、みんな怒ったと、怒ってもう、もうやめじゃやめじゃというて帰ったんだというふうに聞いていたのですが、今の説明だと、中止になったのはあくまでも時間がオーバーしたので、自分たちから中止にして質疑に入ったという説明と、それから住民からもう説明会に来なくていいからと言われたということの発言の意味が私は、もう冗談じゃねえ、こんな説明会なら無駄な時間だと、もうおまえら来るなという意味で説明会に来なくてよいと言われたのじゃないかと心配をしておりますが、そういう意味ではないのですか。藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 説明会には五十数名の方が来られてますが、どうしても声の大きい方、発言力の大きい方が市としては皆さんの意見を聞きたいんですけども、その意見を遮る形になった部分もございます。そういうことも含めて、それで説明会に来なくていい、それから生活環境影響調査の説明が途中でとまったというのは、生活環境影響調査は石蓮寺を処分場とした具体的な処分場が周辺環境に与える影響への説明でございます。そういった具体的な説明まで入るのを嫌ったことについての発言ということもとれると思います。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） だから、説明会に来なくていいと言われたのはどういうふうに出てくるんですか。皆さんがもう市も忙しいでしょうから、もうあなたたちに全権を委任します、うちに説明なんか来なくてもいいですよという意味なのか、そうじゃないのかと、あなたは どう理解していますか。

○委員長（福木京子君） もうだから、この質疑については答弁を。

○市民生活部参与（藤井清人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい。

○市民生活部参与（藤井清人君） 処分場の具体的な推進はやめてほしいということから説明もよろしいと、ということです。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） だから、要するにもう説明なんか来るなど怒られたわけでしょ。いや、反対派からはね。全ての人だとは思わないけど、だからそこを反対派が多かったからそうなったというのではなくて、それは黙ってる人も共感してるから黙っていると想像するのが本来ですから。やっぱりそこはそういう認識を持って当たるように藤井参与にお願いしたいと思えます。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副市長（内田慶史君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（福木京子君） はい、内田副市長。

○副市長（内田慶史君） 5月11日の住民説明会には私も出席させていただきました。その際委員も御指摘がございましたように皆さんへの手元の資料もなく、また技術的、専門的な説明に終始をしたと、時間をとり過ぎたというようなことで実りのある会議じゃなかったというふうには私も思っております。そういった点は反省もしております。今後の説明会におきまして

は説明会今後しないという意味じゃございませんが、十分説明をしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、今後は十分意見交換のできるような場、あるいはそういった内容にしていきたいというふうに思います。このたびの説明会だけで調整ができたというわけじゃございませんで、これからも幾度も地元のほうに足を運びまして、十分なる丁寧な説明をしながら合意形成のほうを図っていききたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

この問題についてはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） そしたら、3番目の説明をお願いします。

はい、市長。

○市長（友實武則君） このたび赤磐環境センターで労働災害の事故がございました。これについて本会議で一般質問にもございました。本当に申しわけないことでございます。この労働災害、けがの程度も重く、安全衛生に関してもう一遍根本から見直さないといけないということで、早速着手をしているところでございます。さらには市全体の職場の労働安全衛生について組織の見直し等を含めてこれからの安全についてしっかりと徹底した取り組みを進めてまいりたいと思いますので、この後この事故について担当のほうから詳細に説明をさせていただきます。まずは私のほうから皆様におわびを申し上げたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。申しわけございませんでした。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） それでは、資料の5ページのほうをお開きください。

赤磐市環境センターで発生しました労働災害につきまして今後の安全対策ということで、市におきまして今後の労働災害を未然に防ぐということで業務を進めていく上で、その教訓といたしまして再発防止に向けて安全教育や安全対策を行っていきたいと考えております。その安全対策等につきましては次に4項目大きく分けて掲げさせていただいております。

まず1点目といたしまして、安全教育等を通じまして職員の意識改革をやるのがもう基本的な形になろうかと思っております。その中でまず1つ目といたしまして、基本動作の徹底ということで、安全、施設の中で動く行動については基本的には安全を確認するというのが1点と、指さし確認等、こういったものをあわせ持つてやることによって未然に防いでいこうということで、これが現在実施をしているところでございます。

それから、収集業務におきまして収集車の運転、この場合はなかなか見づらい車の形態をしております。そういったものもありますし、それから収集の作業時での気をつける点と、そういった注意点のものを再確認をするということを始業前におきまして職員に対して実施をして

おります。

それから、民間事業者等を通じまして安全管理体制や取り組み状況の研修、視察を行っていきこうということで、今月になります27日に市内にあります民間事業所へ出向きまして、安全性の問題、そういった状況を視察させていただきながら研修をさせていただこうと考えております。ISOを取得しております事業者のほうへ出向いていこうと考えております。

それとあわせて民間事業者でそういった労働安全に対して赤磐市、特に環境センターより先駆的な事業所の方を調整をいたしまして、可能な範囲でそちらのほうを施設見学していただいて、指導等をいただければというふうに、これもあわせて検討しているところでございます。

それから、職長関係での教育の受講ということで、職員に対する上位の者の職長という立場で9月に受講するという計画を現在立てております。それから、職員への安全教育への研修実施ということで、これは開催時期を含めて現在調整中でございます。

それから2つ目といたしまして、作業環境の見直しと改善ということで、作業をする上で基本的な服装等のチェック、ヘルメットの着用であり、手袋の装着であったりというものを最低限のことはやっていかなければならないというところで、これは現在実施していております。

それから、機械の清掃、点検時には機械を停止させ、最低でも作業中は2人以上で行うというのが基本の体制として現在進めております。

それから、環境センターの業務体制の見直しということで、センターの職員限られた人数の中で日々業務を行っております。休む者もおります。場所が変わるケースもございます。そういったものを含めまして、皆作業員そのものがいろんなところで作業をするということになりますので、ローテーションを含めた配置の見直しを行いまして、安全に作業できるようにというふうに考えております。

それから、担当者から情報交換や報告ということで、ごく当たり前の話ではありますが、事故につながるような危険な場所があるのか、改善するようなどころがあるのか、そういったものは日々業務を行っていく中で、見受けられるものについては随時報告をしていただいて対応するという形をとっていきたいと考えております。

それから、事業所内の作業環境の再点検ということで、目でみえる部分での安全対策の看板、気をつける部分でのPRという部分も含まれます。それから、作業動線の導入ということで、フォークリフト、そういった機械関係を運転する者は場内にありますので、そういったものの専用レーンを設けるであつたりとかというものを考えていければと考えております。

それから、その下の部分の作業員がということになりますが、これについては上の機械との移動との連携というものがあります。基本的には人を守るというのが最重要課題になりますので、どちらかといえば、上のフォークリフトの関係の動きの動線をやるよりも、人を区分して安全を確保する動線を位置づけた上で車両等の動きを抑制していこうという、どちらかの関



係を、2つを書いておりますが、どちらかで考えていきたいと考えております。

それから3つ目といたしまして、安全管理に向けた環境づくりということで、これは基準局があります労基の基準協会への加入ということで、これは加入していきたいと考えております。

それから、朝礼等のときには定期的な点検、確認の実施ということで、それぞれの職員に対してこういった点検をやりなさいというようなことを実施していくというところです。

それから、作業につきましては、開始する前はそれぞれの班長の指示に従ってから作業に移るとということで、これは現在も行っているところでございます。

それから、作業マニュアルの徹底ということで、再確認も含めてということで、これにつきましては、定期的にマニュアル等の再確認をやっていただいて安全の確保につなげていただくとということで、これは実施しております。

それから、作業点検記録表ということで、日々作業を行う前にそういった点検を再チェックするというので、これについての記録表を現在作成中でございます。

それから、コンプライアンスの遵守ということで、基本的に労働安全衛生法を遵守するという大前提の中で、その他、環境省令の通達であったりとかということ、それから今回是正勧告をいただいております労働基準監督署の文言、こういったものもあわせて遵守していく必要があるかと思っております。

それから、作業用機械運転者への運転技術講習を受講ということで、フォークリフト、そういったものの運転技術講習を6月に実施する予定にしております。

それから、安全衛生推進者を選任し、講習会を実施ということで、これは8月に計画を行っていく予定にしております。

1ページめくっていただきまして、6ページ目でございます。

これが5月27日、和気の労働基準監督署からの是正指導内容をいただきました。その抜粋ということでここに掲げております。是正勧告といたしましては3点いただいております、1つ目が、容器包装圧縮梱包機の清掃作業において機械を停止しなかったということが1点です。これに対しては現在は作業時には機械を停止して行うよう実施をしております。

それから、もう一点目が、小型車両系建設機械の運転者に安全講習を行っていないという勧告をいただいております。これにつきましては先ほども申し上げましたが、6月下旬に運転技術講習を受講してまいります。

それから3点目、安全衛生推進者を選任していないということで、これにつきましては推進者を選任し、8月に推進者講習を実施してまいるところでございます。

この安全衛生推進者につきましては、基本的に実務においては選任となる資格要件を満たしてはおりますが、明確にその選任の手続がとれていなかったというところで今回の是正勧告あわせて指導事項の中にも一部触れられておりますが、そういった指摘をいただいております。

す。

指導事項といたしましては、8つございまして、1つ目は機械の清掃、修理等を行う場合は機械の運転を停止ということで、全般的に重複する部分があるかと思いますが、この件に関しては停止後行うという形で現在実施しております。

それから2つ目が、定期的に場内巡視し、カバー等が外れていないか確認し、問題があれば修復をすることということで、これについては、目視により現状を確認して、そういった事案があるかないか確認するよう現在は実施しております。

それから3点目、作業中の労働者に巻き込み等の危険性がある場合、覆いなど改善措置を講ずることということで、これもあわせて危険箇所がないか、現状を確認して現在実施しております。

それから4点目、機械、機械はカバー等が外された場合起動しないなど、安全対策を検討しなさいということになりますが、これにつきましては、現在安全対策としてカバーが外された場合は機械の運転が行えない、とまるというような形での改善策を進めております。

それから5点目、機械または設備を使用する作業の作業標準を作成し、新たな労働者には安全教育を行うということで、これは基本的な作業書を現在作成しております。今後新たな労働者がそういった作業に従事するような場合にはこれもあわせて基本的なところの安全教育を行ってやっていく予定にはしております。

それから6点目、安全推進者を選任し、法令に定められた業務を担当させることということで、これは先ほど申し上げさせていただきましたが、推進者を選任させていただいて、講習を受講し、業務を当たるといって進めていきたいと考えております。

それから、これもありましたが、職長の立場にある者に安全教育等を積極的に行うことということで、これについては、9月に職長教育を受講して、作業員に指導していきたいと考えております。

それから、最後になりますが、安全衛生管理体制を構築し、組織的、計画的な労働災害防止活動を推進することということで、これにつきましては現在の管理体制が十分でなかったということから、今後その再発防止の策を見直して、労基からの指示とあわせて防止体制に努めてまいりたいと考えております。

7ページ以降につきましては、労働基準監督署からは是正の勧告書、並びに8ページ以降に指導表のほうをつけておりますので、また御確認いただければと思っております。

なお、記述中に個人の名称がありましたので、この部分につきましてはちょっと省略というか、ちょっと消させていただいておりますので、この点は御了承いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これについては何かありますか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 一番重要なことは5ページの一番下のコンプライアンスの遵守ですよね。法令遵守が実践されてなかったということがこの改善勧告の労働基準監督署からの文書で明らかになってるわけです。やっぱりここがきちんとされてなくて事業が始まってしまったのかと、私たち議会としても責任の一端を感じるわけです。従来山陽赤坂のそれぞれの清掃センターを運営してきた職員さんたちがおやりになることだと、要するに思い込みをしていたことが大きな原因かなと、議員の一人としてですよ。だけど、よくよく見たら、そのコンプライアンス自身があちこちで欠落していた。その結果、これを見てもびっくりするんですけど、え、こんなことしてなかったの、もしくはこんなことをちゃんとマニュアルに入ってたのかというような驚きをまず感じます。実は、4月の市民生活部の資料に運転管理委託を請け負った日本管財環境サービスの運転管理計画書というのを一部もらいましたけど、これを見たら、すごいもうマニュアルが完璧ですよ、それこそ。こういうものを赤磐市はつくれてなかったのだということがすごくショックですね。この民間企業から指導を受けるというようなことが方針の1にもありますが、これ以前に、本来でしたら私が何度も言ってるように合併した市のメリットの一番最初に上げられるのが、要するに有識者とか、さまざまな有資格者を持った職員が配置されることだということが大きくうたわれてたわけです、合併の際には。ところが、この間見たように赤磐市の職員の中に建設や土木や、例えばこういった労働環境の安全マニュアルをつくる人とか誰ひとりいないということが、10年たって10周年祝えるのかしらと思うぐらい深刻だと私は思います、一議員として。こんな合併した町が10年たってまだこれかいと。やはりこれはもうお金がかかろうが何だろうが、この日本管財環境サービスがつくっているような細かいマニュアルをまずおつくりにならないと、民間企業に視察や研修に行ったら教えてくれませんよ、こういうつくり方は。これはもう一刻も早くコンプライアンスの遵守という意味では安全運転管理計画書をつくって、それに従って教育ですとか実習ですとか、それからさまざまな気づきに対する対応の仕方、事細かく出てます、この日本管財サービスさん。さすがです、民間は。そういうものをまずつくることを求めますが、それはどう考えますか。

○委員長（福木京子君） どなたが答えられますか。

○市民生活部参与（藤井清人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 確かに焼却施設については一括委託管理していただいていますので、日本管財環境サービスのほうが運転管理マニュアルをつくっております。しかしながら、リサイクル施設につきましては、それぞれの部署で業者がつくったマニュアルに応じて作業のほうを進めております。先ほど原田委員が言われた部分については、リサイクルセンター全体を考えた運転管理マニュアルだというふうに理解させていただきます。これについては

今後協議をして、内容を詰めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） おつくりになるというふうに理解していいんですか。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） とりあえずそれぞれの施設のマニュアルを基本に検討させていただきます。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

これについてはほかの方よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ないようですので、次の説明お願いしたいと思います。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定子育て支援課長。

○子育て支援課長（国定信之君） それでは、保健福祉部のほうのその他の項について子育て支援課から前回の委員会のほうで御指摘いただきました認定こども園についての説明をさせていただきます。

資料は保健福祉部資料の2ページからになります。

県にあります資料と、それから先日2つのこども園を視察しました内容について報告をさせていただきます。

赤坂地域の保育園の統合では各園児が減少した、それからまた既存の施設のほうが老朽化しているというような理由により施設の新設を進めているところですが、統合するとともに、今後保育サービスの向上が広く求められてくると思います。こういった中で現在赤坂地域には保育園が3園ありますが、幼稚園のほうはありません。新しい保育園を幼稚園機能をあわせ持つ保育園とすれば、就学前の子供を家庭で育てておられる保護者の方にとっては大きなサービスの向上が見込まれると思われまます。このようなことからその手法の一つとして認定こども園の導入を検討している次第でございます。

それでは、内容について説明します。

3ページをごらんください。

保育園につきましては、御存じのとおり厚生労働省の認可により設置されておりまして、保護者の就労等により保育に欠ける、つまり家庭で保育ができないというような条件のもとで長時間の保育として御利用されているというところでございます。一方、幼稚園につきましては、文部科学省の認可により設置されまして、誰でも利用ができ、主に就業していない保護者

の家庭を中心に短時間の保育として御利用いただいております。所管が異なるこの2つの種類の施設が存在しまして、保護者の方の就業状況により保育施設が違ってくるといような問題や、地域で子供が2種類の施設に分散されて、子供の成長に必要な規模が確保しにくいなどの問題が生じております。これに対しましていわゆる幼・保連携という名目で国のほうでも制度の組みかえを超えた対応が検討されて、この認定こども園というのは平成18年10月から新しい制度としてスタートをしております。

その内容になりますが、ページの真ん中あたりに丸印がありますが、幼稚園というのは幼児教育を行い、3歳から就学前までの子供が通うところで、右のほうの保育園につきましては、0歳から就学前の保育に欠ける子供が通うというサービスを提供しております。その2つの施設を一体化させて、中央の大きな丸が認定こども園というものでありまして、2つの機能、就学前の教育と保育を一体と捉え、一貫して提供する機能を持たせるということと、地域全ての子育ての家庭を対象とした相談活動を行うという地域の子育ての支援の機能をあわせて行うものということで認定こども園があります。

その下にありますようにその設立の形態から4つのタイプに分かれております。幼・保連携型というのが左端にありますが、これは認可幼稚園と認可保育園が連携して一体的に運営を行っているものでありまして、次の2番目の幼稚園型のほうは、認可幼稚園が長時間保育の保育園児を預かる機能を備えて運営を行っているもの、それから3番目の保育所型は、認可保育所が短時間保育を受ける幼稚園児を預かる機能を備えて運営を行うもの、それから最後、地方裁量型というのは、認可外の施設が認定され、運営するものということに分類されております。抽象的なものでありますが、赤坂地域の統合につきましては、保育園につきましては赤坂地域に幼稚園がないということになりますので、現在ある保育所を中心とした保育所型の認定こども園がよいのではないかと考えております。

次に、4ページをごらんください。

このあたりも制度になりますが、認定こども園の認定基準のほうは都道府県が条例に定めてつくりまして、それに基づき認定を行っているということでもあります。職員配置や職員の資格については、ゼロ歳から2歳児については保育園の基準で、それから3歳から5歳児については両方の基準を有するようしております。また、教育、保育の内容につきましては、幼稚園の教育要領、それから保育園の保育指導指針の目標が達成されるようにしなければならないというふうな基準がございます。

あとちょっと省きまして、5ページのほうに行きたいと思っております。

制度の概要を説明しましたが、なかなか実態が見えないのではないかとということで、5ページのほうにことし4月現在の岡山県下の認定こども園の設置状況を掲載しております。平成18年度に制度の執行以降、平成19年4月に真庭市の認定こども園、落合こども園が最初つくられて、現在までに17園が設置されております。表を見ますと、先ほど説明いたしました類

型であります。幼・保連携型がここに12施設、保育所型が4施設、幼稚園型が1施設ということで、幼・保連携型が多いという状況であります。また、区分欄には公という文字と私という文字がありますが、公のほうは公立の施設でありまして、ほとんどが現在公立のほうは認定こども園を進めているという状況であります。

それぞれ17園が現在ありますが、導入理由につきましては各施設でいろいろあるかと思いますが、ざっと見たところ県北の地域を中心に過疎化の進展によりまして、特に公立幼稚園の園児数の減少によりまして幼稚園と保育園が連携した幼・保連携型の認定こども園ができてきたのではないかと考えられます。

続きまして、6ページに参ります。6ページをごらんください。

こちらのほうは先日視察しました玉野市の玉認定こども園についてまとめたものであります。設置は玉野市で公立でありまして、類型は保育所型、認定は平成25年4月1日からで運営のほう開始しております。設置事由等下に書いておりますが、平成24年度に玉地区の幼稚園児童数が減少しまして、幼稚園の運営危機が生じたために市で幼稚園の保護者を対象に調査をしたところ、他の地区の幼稚園に通園するよりも地区内の玉保育園を認定こども園として通園するほうがよいというような結論に達したため認定こども園の設立を行ったという経緯でございました。受け入れ枠ということで定員のほうを書いておりますが、幼稚園に該当します短時間部は3歳以上に20人、それから長時間部が保育園に相当するものであります。3歳未満が15人、3歳以上が35人の70名の定員でありました。

それから次に、一日の活動内容についてですが、短時間部、幼稚園と、3歳以上の長時間部を見ていただければおわかりになるかと思いますが、登園から13時までは同じ活動を行って、この場合は同じ教室のほうで活動を行っている。その後短時間部の園児の方は降園準備をして1時半には帰っていく。それから、これに対しまして、長時間部では15時まで午睡、お昼寝をしまして、その後おやつを食べて降園の準備をして帰宅するというような形になっております。これで一体的な活動がなされているということがおわかりになるかと思えます。

また、子育て支援事業の内容としましては、特に短時間部、幼稚園部向けにこの1時半から帰宅後の午後5時までの間、一時預かり保育のほうも実施しておりまして、一日の保育も月5回を限度に受けることができるというふうに聞いております。

利用料等は、こちらのほうでは給食費を含みまして、月額1万1,100円、長時間部は保育園のほうの基準によりまして、所得により段階に階層化されているということです。

開園時間は活動内容で説明しましたように、短時間部のほうは8時半から13時30分、長時間部は月曜から土曜日までの7時半から17時30分というふうになっております。それから、休園日については、短時間部が幼稚園と同じような土日、祝日、それから夏休み等もたくさんございますが、長時間部のほうは保育園が基本となりますので、日曜日と祝日、年末年始という形

になっております。

認定こども園の利点と申しますか、メリットをここでお聞きしましたら、就学前の子供たちが親の就労の有無にかかわらず同じ施設で教育と保育が受けることができ、また保護者の就労形態が変わった場合でもそのまま同一の同じ施設で継続して利用が可能になるということをお聞かせいたしました。

課題といたしましては、従来の幼稚園のように保育者が参加できるような行事が実施しにくく、また短時間部の夏季休暇中には保育のほうに来ている園児についてはカリキュラムを先に進むことはできないということで、1学期のおさらいをしているとかというような配慮が要するというふう聞いております。

その他の欄にも書いておりますが、認定こども園の開設に当たりまして既存の保育園の施設のまま短時間、幼稚園の園児を受け入れることができたこと、新たな施設改修費は不要だったということで、運営面の大きな負担は特になかったとお聞きしました。

それから、7ページをごらんください。

こちらが真庭市の勝山こども園というところでございます。こちらのほうも下に書いておりますが、設置した経緯としましては、真庭市には勝山のあたりより北には幼稚園がなく、その保育に欠けない家庭の園児を受け入れる施設が求められていたということで、既存の保育園に短時間部、幼稚園部を導入して認定こども園を行ったということです。大体中身につきましては左の保育園と同じですので、省略いたします。

こちらで聞いたメリット、利点ということは玉野市のこども園と同様で、保育園の施設のまま移行ができたということです。課題のところにあります。年度初まりには幼稚園部、短時間部の園児が早く帰宅するのを見て、午後ずっといる保育園の関係の園児が寂しがらる光景があったというふう聞いております。ただ、数カ月過ぎますと、園児のほうもだんだん割り切ってだんだんなれてきたということで、年度初めには若干そういった配慮が必要だというふうにお聞きしました。

それから、ここで言われてましたのは、幼稚園教諭のほうに保育所の保育士より研修機会が多いということがありまして、認定こども園においてはそういった研修計画を策定して、研修機会を確保する必要があるというふうな対応が必要であるということをお聞きしました。

ざっと長くなりましたけど、こども園の制度と視察した2園の運営状況について説明をさせていただきました。赤磐市にとっても新しい取り組みでありまして、まだまだ不明な点もありますので、今後皆様や、これから7月の市長対話室を含め、地域の皆様方の御意見をいただきながら今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これについて。

○委員（原田素代君） はい、質問をします。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これは結局都道府県知事の認可ですが、関係省庁は厚労省なんですか、文科省なのですか、どちらになるかをお聞きします。

それからもう一つ、費用ですけれども、同じこども園の中で短時間と長時間の場合費用は違うことなんですね。恐らくこれ短時間部のほうが割高なんだろうと想定しますが、今私が聞いた限りではほとんど最初短時間部を申し込んだのを長時間部にスライドしちゃうという話を聞きました。気になるのが一つ、保育園を申し込んだときにあくまで幼稚園と同じように就労してなくて長時間を求めたら受け入れるというふうに理解していいんですね、というのが一つ。例えば働いてるお母さんが申し込んだのと働いてないお母さんが申し込んで定員がいっぱいになったとき、働いているお母さんが優先されて、働いてないお母さんはお断りすると、そういうことになるわけですかということです。そこはどんなふうに対応されるのか、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 管轄についてですが、このタイプが4つあるということで、幼・保連携型につきましては、今までの弊害で両方あるという、両方の管轄を受けてるということで、来年度からは内閣府が中心となってこのあたりをやっていくというふうな整備ができています。それから、先ほど言いましたように保育所型については、一応管轄としてはやはり厚生労働省の管轄にというのはあると思います。認可のほうは県が行いますけど、制度的には保育所という制度が残っていくのではないかと考えられます。

それから、利用料につきましては、短時間部のほうが割高ではないのかというのがありますが、こちらの現在のところでは短時間部のほうは一律の金額が設定されております。保育園のほうは低所得の方はゼロ円の方からおられますので、若干そのあたりで違いは出てきますけど、ある一定以上の所得の方につきましてはやはり保育園のほうが高くなるということが国の方針でも示されていたかと思います。

それから、優先順位ですが、やはり保育園部、長時間部のほうにつきましては就労の形、働いておられる方のほうが優先していくというのは、特に待機が発生しているようなところにつきましては、それが優先するというのは変わらないと考えられます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 非常にわかりやすく説明していただきましたけど、最後だけ。要するに、保育所型は長時間部は就労してなくてもオーケーというふうに理解していいんですね。

○子育て支援課長（国定信之君） はい。



○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 長時間部のほうはいわゆる保育所型を継続していくものがありますので、一応就労のほうによって、就労をしている方が優先されるということになるかと思えます。保育に欠けない人、家庭で子育てができる人は入れないというのが基本だと思えます。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） わかりました。その内閣府と厚労省が混在するというふうな説明のときに、ああ、そうなのかなと思ったけど、やっぱり最初にうたい文句は誰でもオーケー、子育て支援しますよと言いながら、やっぱり結局この長時間というか、保育園部についてはあくまで就労している人を受け入れるということになるわけですね。何かちょっと釈然としないですね。本来のこども園だったらそれは何でもありにさせていただくのが本来だろうと思うので、そこはちょっと気にはなりますが。

保護者会の話なんですけど、通常どこの保育園でも幼稚園でも保護者の方たちと保育園や幼稚園の教諭とのコミュニケーションというのを非常に大事にするわけですが、例えばこのプログラムを見ますともう、例えば民間の保育園とか幼稚園は特色を出しますよね。もう山歩きをさせますとか、ほとんど半日は外で泥遊びしてますとか、それがいいという、子育てには就学前は体の皮膚感覚で学ぶことが大事なんだというような教育論を持っている保育園なんかはそういうことをやって、それをよしとして選ぶ親もいる。だけど、これで見るともうカリキュラムが、教育というものがすごく前面に押し出されてるなと思うんですけど、いわゆる幼・保の幼を入れることによって、何かそういう自由度というか、裁量というのは保護者会のほうからの要望とかというのはちょっとこの段階ではとてもなくて、もう最初から都道府県許認可で進められると、もうここの認定保育園はこういうものと、だからそれに対して例えば行事をこうしましょう、ああしましょうなどという自由裁量というのはなくなりそうな気がしますけど、そこは把握してませんか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 幼稚園はPTAというんですか、保護者会についても行ったところで聞いたんですけど、なかなか親の勤務形態も違うので、役員するのも最初は戸惑ったというのは聞いております。御質問ありました活動がもう決められてしまうんじゃないかというのはありますが、教育、保育の内容は園ごとに決めるものがありまして、一緒になれば両方合わさったような形を各園で独自でつくられているというふうなことで、制度的には割と説明したんで、そういうとられたかもしれませんが、ある程度の自由は園のほうにもありますので、そういった形で独自の活動はできるものと考えられます。

以上です。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これから説明されるということなんですけど、さっきのようなちょっとした思い違い、保育園部にも入れるのだと、働いてなくても長時間というような誤解がないようにくれぐれもよく説明をしていただいて、皆さんの理解を得ていただきたいと思います。私としてはちょっと認定こども園はいまいちクエスチョンなので、果たしてこれが本当にいいものなのかなというのをもうちょっと勉強していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） 他の委員さんはよろしいですか、これについて。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 言われたかもしれないんですが、ちょっと確認というか、お尋ねします。当赤磐市としてはここに書いてる赤坂地区には現在幼稚園がないわけですね。保育園が3園統合と。ですから、いわゆる保育に欠けない家庭もあると思うんですね。要するにお母さんがいらっしゃる家庭もあるというふうに思いますが、こういった幼稚園に行かせたいというふうな、あるいは保育園に行かせたい、集团的に教育したいという方はあると思うんです。短時間保育も併用した形でやられるんでしょうか、どうでしょう。お考えを。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 現在考えておりますのは保育園を中心に幼稚園機能もあわせて併設した保育所型のこども園ということなんで、当然幼稚園へ行かれるような家庭、保育には欠けてない家庭につきましても通えるようにできる、一つサービスがふえるというふうな形のものを考えております。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） ちょっと私1つ。

利用料なんですけど、玉野と勝山、真庭とは短期時間のほうが金額的にはちょっと大分違うんですね、給食費含めても。この辺は各自治体での保育料というんか、利用料というんか、それぞれ差があるんですけど、赤磐市の場合は金額的にはこちらの勝山、真庭市ぐらいの金額でしたかね。

はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 赤磐市は現在あるのは幼稚園という形になるんだと思いますので、幼稚園のほうが月額3,900円、一律で、あと給食費のほうが4,300円ぐらいということ

で、八千二、三百円というふう聞いております。

○委員長（福木京子君） わかりました。

これについてはよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） じゃ、次に行ってください。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 本日の厚生常任委員会資料の最後のページをごらんいただきたいと思います。

7月1日から赤磐市立の熊山診療所が開所されますので、その開所式のほうをとり行いたいと思っております。開所式につきましては診療時間前に行いたいと考えておりますので、早朝ではございますけれども、8時から行いたいと思っております。委員の皆様につきましては、後で案内文のほうをお配りしたいと思っておりますので、早朝ではございますけれども、よろしく願いたいと思っております。内容につきましては、ここに書いてありますように開式、主催者挨拶から県議の祝辞、それから議長さんの祝辞、それからテープカットと、それから最後に閉式ということで、時間といたしましては約30分間の時間でとり行いたいと思っております。

開所式につきましては以上でございます。

○委員長（福木京子君） 説明があったんですが、委員長としても本会議でいろいろ意見がありまして、できれば時間30分というのは短期で、もう少し何とか検討できないかという一応要望はお伝えしたんですが、診療所の状況も機械をぎりぎりまで入れて移動するというふうなことで、時間的なことができなかつたというふうな返答はいただいとんですが、他の委員さんで何かありましたら言ってください。

よろしいですか。よろしい。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） この件についてはよろしいということで、きょう午後全議員に案内をするということですか。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 続きましてでございますけれども、議員の皆様方の机の上にお配りさせていただきました支え合いノート、ささえさんにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。

このささえさん、赤磐市在宅医療連携拠点事業推進協議会で昨年話し合いを行いまして、つくったものでございます。これをお使いいただきたい方というのが、基本的にひとり暮らし、あるいは老夫婦二人暮らし、それから障害をお持ちで不安の強い方など、専門機関や地域の

方々に何らかの支援を受けている人を対象として使っていただくものでございます。在宅で支援を必要としている人の不安解消のため、関係者がより連携が強化でき、御本人をサポートをしたいという思いからつくったものでございます。この使用に当たりましてはケアマネジャーとか地域包括センターが中心となって必要と思われる人に配布をお願いしているものでございます。

最初のページをおめくりいただきましたら、中には基本情報というページがございます。これは地域の皆さんで支える人の基本的な情報、お名前ですとか、緊急の連絡先、あるいはその裏面にはアレルギーとか、禁忌の薬とか体の状態について記入していただくこととなります。使い方ではございますけども、かかりつけ医の先生が往診とかにお見えになったときにそれぞれのケアマネジャーとか地域包括支援センターに対して、こういったこういった状況があったよというふうなことを御記入いただきまして、それを見て、また連絡をとり合うというものでございます。

それから、最後のところにチャックつきの袋があるんですけども、この中ではお薬手帳などを入れていただいて、自分のこういった状況なのかというものを管理していただくためにこういったチャックの袋をとじつけています。これを使うことによって地域で支え合うことができれば非常にいいなという思いでつくらせていただきました。

説明は以上です。

○委員長（福木京子君） 何かこれだけの説明じゃ、何ですかということになりそうなんですけど、これについて何かありましたら、どうぞ聞いてください、執行部のほうへ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今の在宅医療連携拠点事業というのが前3つのいわゆる事業の中の1点がやったんですね。ここが予算措置をつけて、これを配るということなんですね。要するに、ここがそういった政策を提言して、それが予算化されて、今後このような事業はさらにあるのでしょうか。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） このノートにつきましては500部現在つくっております。これは岡山県の委託金を活用いたしまして、医師会のほうにお願いしてつくったものでございます。内容につきましては、在宅医療連携拠点推進協議会のほうでも十分協議を行ってつくりました。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この拠点事業、委員会のほうが提案したというよりも、要するに医師

会のほうがこういう提案をしてくださって、県の予算を使ってつくったわけなんですよ。どっちが主体なんですか。

○委員長（福木京子君） ちょっとそこをわかりやすく説明願います。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） これの主体といたしましては、作成した主体は在宅医療連携推進協議会でございます。ただ、それを医師会の会員の先生方も入られてる協議会でございますので、その作成のお金につきましては医師会のほうへ市からお渡しして、つくっていただいたという流れになります。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

これについてよろしいでしょうか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） ちょっとこれはお尋ねになるのか、僕の意見になるのかもしれないんですけど、この支え合いのこのノートですね、はっきり言って僕はこれちょっと見てがっかりしました。何でかという、このささえさん、いわんとしている意味はともよくわかるんですが、時代は今ネットの時代です。情報共有のあり方として、例えばこれ使われる方がどういう方かといったら、そんなに健常な若い方が使われるわけじゃないわけですよ、使えるのは。例えば独居老人であるとか高齢者であるとか少し認知が進んだ方とか、さまざまなことが考えられます。そういう方々が手元に置いてくっつけていうんだけど、実際にそういう家に置いたときに、外部からケアマネさんが行ったりお医者さんが行ったときに、これが果たしてわかるようにきちんとなるものだろうか、それからこの中にちゃんとそういうもんが、せっかく書いていただいたことが生かされるということが必要ですので、だから僕は今のネットの時代なので、そういったことはそれぞれのケアマネさんとかいろんな方が方法を持たれてるわけですよ、端末を持ってね。それで、そういうことを一つ利用していくような今の時代に合った方法を考えられたほうが、そのほかにも懇談会であるとかミーティングであるとか、非常に複雑な今やり方を考えてるわけで、まだ答えは出てないわけですよ。そういうことでやってるわけですから、もう少し柔軟に発想して、今の時代というものを十分に利用しながら支え合っていくというふうな方策が僕はとれるのかなというふうに思った。だから、そういうみでちょっと失礼ですけど、これを見て、ちょっと何か時代が返ったんじゃないかという感じが、正直言ってしました。そのあたりについてはどうですか。ちょっともしお考えがあったらお聞かせください。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 今丸山委員が言われたようにネット、ICTを活用した見守りということも十分考えれると思うんですけども、御利用になられる方がひとり暮らしの老人ですとか、老夫婦でお住まいの方とかを対象と考えていまして、そのような方が確かにICTの活用にとけている方もいらっしゃると思うんですけども、そういった方の情報を御自身も把握できる、それから周りでみんなが把握できるようなもので、あえてアナログ的なこういうものを作成したわけなんです。ただ、いわゆる個人を地域で支えていくという中で話の中では在宅医療連携のこの中でもお医者さんとの話し合いの場が余りなかったというようなこともあったりして、お互いに意見交換ができるようなものが欲しいという中で、アナログ的なこういうものを取りあえずつくらせていただきました。とりあえずという言葉悪いんですけど。あと将来的にはそういったICTを活用したようなものができていけば、そちらのほうも検討していきたいと思います。

○副委員長（丸山 明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） その他で。

僕はもう十分使われてる時代だと思うんですよ、ICTというかネットをね。活用してもう実際に民間のあらゆるサービスの現場でも、農業にまでそういうネットの情報端末を使っているということはもう皆さん御存じだと思う。だから、そういう意味でぜひこれから取り組む方向性としてそういうふうなものをもう、現実に目前じゃなくてももう現実にどっぷり入ってる状況だというふうに僕は認識をしたほうがいいんじゃないかというふうに思ってたん。

それと、そういうさっきの対象になる方々というのは、なおのこと、僕のおふくろも認知でもう死にましたけども、こういうものを見なさいとか書きなさいということはまず無理ですよ。使えません。外部にサービスで伺う、行ってあげるお医者さんとかが使うわけで、なおのことネットのほうをもう使われてるわけですね、ケアマネさんなんかも。そういう意味です。済みません。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） 答えられますか。

はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） この手帳に記入していただく方は一人の方を支え合うお医者さんですとかケアマネジャーの方とかヘルパーの方とかが記入するもので、御本人が記入するものではないので、ちょっと説明不足の点がありましたので、説明させていただきます。

○副委員長（丸山 明君） わかった上に。

○委員長（福木京子君） わかった上で質問されたわけです。

これについてはもうよろしいですか、皆さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それで、あと委員さんのほうから。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長、1つ。

○委員長（福木京子君） まだありますか。

いや、時間的にどうかと思って思っていますが、執行部のほうからは。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、もう一件お願いします。

○委員長（福木京子君） もう一点。まだ、ちょっと待って、まだありそうなので、委員さんからもありますか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） ということでちょっと休憩を入れたいと思いますが、よろしいですか。

25分までに、済みません、2時25分まで。

午後2時12分 休憩

午後2時23分 再開

○委員長（福木京子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） それでは、一つ情報提供させていただきたいと思います。

周匝地区への医療機関の進出についてということでございます。かねてからうわさがございました周匝の旧井上医院跡への医療機関の進出についてでございます。市で知り得ている情報について報告をさせていただきます。

医院は個人で開院されるとお聞きしております。その専門でございますが、認知症など見ていただける神経内科でございます。内科もされるということでございます。医師の年齢は40代半ばと聞いております。お住まいは岡山市内で通勤されるということでございます。開院時期は8月のオープンを目指しているということで、ちょっとおくれるかもしれないという情報はございます。開院時間、休日等についてはまだ今のところ不明でございます。

以上がこれまで市が知り得ておる情報ということでございまして、皆様方に御提供申し上げます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） わかりました。

よろしいですね、これについては。もう提供ですから、情報提供ですから。

○委員（原田素代君） あの、ひとつだけ。

- 委員長（福木京子君） はい、原田委員。
- 委員（原田素代君） これはもう地元の方にもお知らせしてもいいことなんですね。というか、地元の方は知ってらっしゃる。
- 委員長（福木京子君） はい、石原部長。
- 保健福祉部長（石原 亨君） ここまでは私どもが今知り得ておる情報でございます、地元の方が知ってるかどうかというのはちょっとわかりません。
- 委員（原田素代君） もう公然化してもいいことなんですよ。
- 保健福祉部長（石原 亨君） はい。
- 委員（原田素代君） わかりました。
- 委員長（福木京子君） あと、他に。
- 環境課長（黒田靖之君） 委員長。
- 委員長（福木京子君） はい、黒田課長。
- 環境課長（黒田靖之君） 私のほうからちょっと資料はございませんが、エスク岡山の最終処分場の変更……。
- 委員長（福木京子君） そしたら、後からでよろしいですか。
- 環境課長（黒田靖之君） 済みません。失礼いたしました。
- 委員長（福木京子君） 執行部のほうからは。  
はい、新本課長。
- 協働推進課長（新本和代君） 追加でお配りさせていただきました第64回の社会を明るくする運動について御説明させていただきます。
- 委員長（福木京子君） 手元に1枚あると思いますが。
- 協働推進課長（新本和代君） ございますでしょうか。
- 委員長（福木京子君） あります。ありますね。
- 協働推進課長（新本和代君） 法務省が推奨しております社会を明るくする運動でございますが、7月1日から31日までの1カ月間を強化月間として全国的に運動を展開することとなっております。赤磐市におきましても保護司会や更生保護女性会、それから赤磐警察署と連携を図りながら市内の商業施設において街頭啓発や各中学校での挨拶運動を計画しております。議員の皆様方には昨年同様この運動のシンボルマークヒマワリをイメージした黄色い羽をお配りさせていただきますので、御理解をよろしくお願いいたします。  
以上でございます。
- 委員長（福木京子君） わかりました。  
あと執行部のほう、よろしいですか。  
ないようですので、委員のほうからお願いいたします。
- 委員（原田素代君） いいですか。



○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 2点ちょっと確認をしていきたいのですが、1つは、本会議でも大分議論になりました旧市民病院跡地の耐震診断のその後のことですね。もう一度委員会でもちょっときちんと市のほうの考えをしっかりと確認させていただく必要があろうと思っております。今の段階では診断によってどうするのかというようなニュアンスの説明を私は聞いていると自覚しているのですが、最終的に今大がかりな診断をされていまして、熊山の医療体制の将来を考える懇談会などもお持ちでやってらっしゃる中で、耐震診断をした以上、具体的にどういったこの箱物としての施設の活用を考えてるのかということについて、改めて市長としてのお考えをここで確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） この市民病院の旧の建物について、現状は耐震診断を業者が決定して進めている状況でございます。この診断は今の建物が強度的に耐震性がどうかという診断で、強度不足を起こすのはどういったところで、それを補強するにはどういったことが考えられるかというところを検討の中身としてます。利用方法についてはこの検討の中には入っておりません。この利用方法については、先ほども委員が御案内のように懇談会等で議論をしながら決めていくものというふうにしております。その中で、耐震診断はできても耐震設計、耐震補強の考え方というのは用途が決まらないとこれが設計できません。ですから、その手前までの仕事を今やっているところでございます。今後用途が決まれば、耐震補強の設計等に着手する際には用途が明確になっていないと設計も前に進まないということが起こってこようかと思いません。現状はそういったところでございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 下山議員なんかがおっしゃるのは耐震診断自身だってその利用方法によってどこを診断するのかに個別ちゃんと別にあるのだと。だから、漠然と耐震診断なんてあり得ないというふうにおっしゃる方もいるわけですね、議員にも。今市長は耐震補強の段階で改めてこういう建築物を利用するためにつくるのだからということが明らかになれば、耐震補強の段階でそれが必要なのだと。だから、ちょっと見解がそれぞれ違うのですが、市長は専門家でいらっしゃるし、耐震補強の段階で用途を決めるんだと言われれば、それで筋が通るのかなと思うのですが、ただやはりこの熊山地域の考え、懇談会が主体で進めるものというのは、それは参考として聞くのは当然現場の意見としてはいいんですが、赤磐市の今の現状の中であのぐらい大きなものをどういうものにしていくかというのは、やっぱり市の、市長の基本的な今後の赤磐市にとっての医療体制であれをどう使うかというのは一定議会の中で諮っていただ

かないと、熊山の要望で何かができるというものではないと思うんですよ。そこを確認したいんですが。あくまでも赤磐市としてこの医療体制の中で熊山の病院跡地をどういうものに使うことが有効なのか。場合によったら使わないほうがいいのかもしいたという話もあり得るわけですよ、金額的に。そんなにかかるのだったら現状がいいとか。だから、そういう当面のプランというか、医療体制について、それはやっぱり市長のほうが具体的にこう思うというのを諮って、議会でも十分議論させていただきたい。それから、熊山の医療懇でもそういったことについて説明していただきたい。考え方としてそういう方向で行かれるべきだと私は思いますが、それについてはどうですか。

○委員長（福木京子君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） お答えします。

この熊山の建物の用途ですけど、今地域の方が不安に思われてるのは、病院がなくなって、ベッドがなくなる。そして赤磐医師会病院、あるいは岡山市内の病院で入院が継続できなくなったとき、帰るよにということになったときに受け入れ先がないという不安があるのが一つ。また、みとりの場がなくなるとか、そういったいろんな意見を聞いております。これらが全部を最大限かなえることは恐らく無理かと思いますが、集約した何らかのものが設置できればということをごんやりと考えてます。いろんな介護の施設にしろ、高齢者の施設にしろ、いろんな役割機能によってさまざまなものがございます。これらがどういったものがあるか、あるいはどういうものが財政的にも有利なのか、そういったものを専門の方々の意見を聞きながら最適なものをつくり出していきたいというふうに考えております。そして、その懇談会の中でも皆さんの意見を聞きながら、それに対して専門のコンサルタントをつけて、さまざまなパターンの考え方を示しながら最適なものが見つかっていけばいいというふうに思っているところなんです。

漠然と目指すところは地域の方々が不安に思われてるところを最大限解決していくことができるものと考えているところでございます。今後この議会のほうへは担当する厚生常任委員会のほうに経過を御報告して、そこでお気づきの点とか御提案がございましたら、これにも耳を傾けながら検討を進めることとさせていただきます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 耳を傾けていただいて感謝ですけど、そうじゃないんじゃないかなど私は思うのです。今お聞きすると、どうも市長は熊山の地域の方たちのために、要するに病院を診療所にしちゃったから、それを補完するものとしてあそこを熊山の地域の人たちのために使ってあげようというスタンスなのかなと今うかがったんですが、私はそうではないだろうと思うんです。あくまで赤磐市立熊山病院であり、赤磐市立熊山診療所であり、介護ステーション、あれも赤磐市介護ステーションであり、だから熊山の方たちの医療水準というものが、確

かにベッドはなくなったけど医師会ではそのための急性期のベッドだけじゃなくて、30だか40床要ったわけですよ。それは赤磐市民が恩恵を受けられるということです。それに対して熊山の方たちがあれば我々のベッドだから我々のベッドのかわりを寄せせというのはやっぱりちよっと違うと思うんです。あくまで診療所という高い医療水準の診療所ができるわけですし、要するに赤坂北部や吉井から見ればベッドどころの騒ぎではないわけです。そういう意味で赤磐医師会がああいう形でベッドを備えてくれたというのは多くの広くの人が恩恵が受けられる。私の中では、ですからあの熊山病院が旧の、基本的に赤磐市の医療水準の中でどういう役割を果たすものにするかという議論があって、そうであるべきだと思うのですが、市長はそこが、さっきも私言ったように熊山の地域の方たちへの補償のような、要するに病院をなくしたからそのかわりにこれを、じゃ、提供しましょうというふうに発想してるんですか。まずそこが違うなと思ったんですが、そこはそうなんですか。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 地域についてのお尋ねなんですけども、これが私が熊山の地域の方々のみの対象の施設というふうには考えておりません。あくまでも赤磐市全域の市民の幅広い方々のためというのを第一に考えます。しかしながら、立地の関係からやはりそれを利用される方の中心部分は熊山地域の方々が中心になってこようかと思えます。ですから、そういった方々の意見も聞きながら、もちろん赤磐市全域に対して恩恵のある施設になっていくことを目指して考えていくものと考えてます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 大変心強いです。要するに赤磐市の医療体制に沿ってあそこの施設をどうやって活用しようかというのがうったてであるということは共通だと思うん。であれば、先ほどの最初の説明の市の医療体制の将来を考える懇談会の熊山地区だけでお話がまとまるというのはおかしなことです。ですから、あくまで最初私申し上げたように市長として提案をしていただいて、この担当委員会でそれが赤磐市の医療体制にとってとてもいいというものにしていくことで、この熊山の医療懇談会もそれは当然そこで求めるものと合致すればいいわけですけど、その組み立て方として議会にいろいろ御意見をいただければというようなことではないだろうと。この委員会にきちんと提案していただいて、この委員会として責任を持って吉井や赤坂も皆さんもこの建物が利用できるようなものにするような議論をしましょうというふうにしていただかないと、困るんです。そこについてはもう一度いかがですか。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） この懇談会にお諮りすると同時に、同時というのは無理ですけども、

同時あるいは前後して常任委員会の皆さんにもお知らせしながら、あるいは御相談しながらという形は極力とらせていただこうと思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） あえて詰めたいのですから、決して批判してないんですよ、嫌いじゃないんですよ。こういうことはきちんと詰めておきたいのですが、あくまで熊山の懇談会を優先するというふうにしかな受け取れないのですよ。あくまで熊山の懇談会はほかの懇談会もあるわけです。要するにあちこちに医療問題で問題を抱えてる赤磐市内あって、その中の一つです。ですから、この赤磐市民病院、熊山市民病院は赤磐市民病院の跡地なわけですから、市民病院としての、ですからあくまでここにまず提案していただいて、その議論の中で熊山の方たちにも北部の人たちにも要望を聞いて、それで進めるというのが本来の形だと思います。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 済みません。少し説明不足でした。申しわけありません。

あくまでこの懇談会等はこの市の意思決定機関というふうには位置づけているところではございません。意見を伺って、さまざまな提言をいただくと。あくまでもその後、赤磐市としての意思決定は我々執行部と、それを議会に御報告して、議会で御議決いただくというのが意思の決定のやり方です。これは当然踏襲しながらやらせていただきます。ということで御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 確認したいですけど、前後して委員会にもなどという言い方をされると、要するにわかりにくいわけです。だから、あくまでここできちんと議論をして、懇談会は北部も熊山も諮っていきますよと。要するに本来の議案の提案の仕方のことについてきちんとしていただけますねということをごだわってるわけです。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） たびたび済みません。私の説明が不足してたかと思います。あくまでも意思の決定は先ほど言ったとおりです。意思の決定の途中段階、今懇談会にこういったことを相談かけてるよとか、こういったことを提案させてもらってる、あるいは意見をいただいたという御報告は常に委員会のほうにさせていただきます。あくまでその後の意思決定というのは先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） 他に。

○委員（原田素代君） もう一つあったんです。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） これは確認だけなんですけど、本会議で澤議員がたしか次の9月議会に学童保育の設置や基準についての条例が出るというふうに聞いたのですが、これについては各13だか14クラブありますけど、そこでの意向聴取とか現状把握とかというのはされて、準備をしていらっしゃるんですかということだけ聞きたいのですが。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 9月のほうに学童保育クラブの条例といいますか、基準を出すということだと思っておりますけど、これにつきましては来年度から子ども・子育て支援新制度が始まるということで、現在はそれぞれクラブがやっている基準というのは国の定めたガイドラインを基準にやっておりますけど、来年度から新制度になりますと、各市町村のほうがこういったガイドラインをつくってやれということでもありますので、それを来年から始まるんで、9月がいいのかちょっとわからない、一応9月目指してやるということで、国の基準をもとにつくるというふうなことを計画しております。それを各クラブに基準の内容について聞くかどうかというのは検討する必要はあるかと思いますが、国の基準が示されますので、それに準じてつくっていかうというふうに今のところ考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他にありますか。他にありますか。

一応原田さん終わりました。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） エスクのことを聞きます。ことしの1月24日のこの委員会で一応報告書だけ実は出てまして、報告書というか、概要というものだけ出てきて、説明は一切なかったのですが、その説明はその前の去年の12月12日の委員会で全く同じことが書かれておりました。現在ののり面を5メートルかさ上げし、そして容量をふやしてという申請をしておりますと、エスクが県にしておりますと。捨てるものは汚泥とかアスベストとかというふうなものであると。そして、期間が7年から六、七年であるというふうに1月24日では書かれておりました。それに対して去年12月12日に市長は3点言われて、1番は法令遵守について尋ねると、それから2番目はのり面の安定検査についてということ、これは何か一部出てきたように聞いておりました。それから3点目については、水処理施設の劣化についての対策と今後についてというようなことで説明を求めているというふうな地元の立場であるというふうなお話だったんですが、その後の進展を教えてくださいたいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 委員の質問にお答えさせていただきます。

1月24日の事業概要ということで、先ほど述べられた約4万1,000立米のかさ上げということで、その中に3点ほど法令遵守、それからのり面の安定計算、それから水処理方法の計画というような文言がありまして、それぞれについて事業者であるエスク岡山のほうからその報告というものがなされております。

法令遵守につきましては、各それぞれの地区に対してその状況報告を行うということと、事業計画の説明を説明し、その同意が得られ、協定書との締結が行われておることとで法令遵守が守られている状況でございます。

それから、のり面の安定計算につきましては、かさ上げによります盛り土の安定性を確認するということから、埋立物に応じた定数を用いて常時その地震等の双方においても満足するという結果報告がなされていたという状況でございます。

それから、最後の水処理の関係につきましては、現在の排水の水処理施設の維持管理費が高いというところから少しでも経済的に維持管理ができる方法を見きわめるという部分もありまして、効率的な処理が可能な方法の検討ということで、水処理負荷の軽減を図るということを事業者側がその実証実験を行うという報告がなされているという状況でございます。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） それだけですか。

○環境課長（黒田靖之君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） その3点というて言ったんですが、問題はその県のほうに許認可の申請をしているということは昨年聞いてきたんですけども、その許認可についての状態がどうなってるかということが知りたかった。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 県のほうの申請の関係でございまして、昨年の9月でしたか、事業概要書の提出が県のほうへ申請をされております。それを受けまして、ことし26年3月に廃棄物処理施設変更許可申請書の事前計画書のほうが県のほうへ提出されております。今事前計画書のほうは提出されておりますので、それを県のほうが今内容のほうを確認して、修正を行っているという状況が現時点までの状況です。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） ありがとうございます。今県のほうで修正と申しますか、水処理についてのかというか、この処理施設の出された申請計画、そういうものに対して県のほうで

検討して修正をしているという状況なんですというふうな御案内ですね。それで、それをだからぜひ今後もしっかり情報をとってほしいんです。地元の赤磐市としてはそれは権限が及ばないところがありますので、ただ私どもとしてはやはりその後の砂川水系にかかわる将来にわたる問題ですから、ぜひそのあたりしっかり監視というか、関心を持ってお互いに協議していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（福木京子君） 答弁は。

○副委員長（丸山 明君） どうぞ。お願いします。

○環境課長（黒田靖之君） 環境課、黒田です。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 県のほうとも連絡とり合って現状把握に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） 他にありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、その他についてももうないようですので、以上をもちまして第6回厚生常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして内田副市長より御挨拶をお願いします。

○副市長（内田慶史君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、内田副市長。

○副市長（内田慶史君） 本日は厚生常任委員会に付託されました案件8議案につきまして、全て原案のとおり可決、承認をいただきましてありがとうございます。審査の過程で各委員様からいただきました御意見、御指摘につきましては十分内部で精査いたしまして、今後も議会や地元関係の皆様方に十分説明や協議をしながら推進をしてまいりたいというふうに考えております。

本日は大変お世話になり、ありがとうございました。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） ありがとうございます。

皆様方には長時間にわたりまして大変御苦労さまでした。

これで本日の委員会閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後2時50分 閉会